

才次
在外財産問題調査会組織関係

標題
在外財産問題調査会
組織関係

28年12月28日から

30年10月28日まで



分類記号番号 B.61.0.1	類別 才1類
完結年月 30.10.28	保存期間 永久
部局名 国立公文書館	主管課 総務課

B61.0
4
1
永入
2780

保存文書

国立公文書館	
分類	大蔵省 平成12年度
排架番号	つくば書庫5
	5-53
	2780



在外事情問題調査会組織及以運営に関する原簿

- 1. 在外事情問題審議会設置の共同請状(内閣府) 29.12.29 外務省同答
- 2. 在外事情問題調査会設置の共同請状(内閣府) 29.12.29
- 3. 委員の委しに 11.11.12
- 4. 審議官副総理府 11.11.12
- 5. 諮問 (29.4.12)
- 6. 運営方針 (29.4.14)
- 7. 幹事会議事概要
- 8. 幹事規則等 (29.12.11)
- 9. 総務府設置志の部改正(等)
- 10. (29.2.11)
- 11. 委員及び幹事の任命 (29.6.21 花2999(1))
- 12. 審議会幹事規則(等) (29.6.23)
- 13. 諮問 (29.6.21)
- 14. 会長及び幹事の決定(等) (29.7.3)
- 15. 補充委員の任命 (29.11.29 花2999(1))
- 16. 幹事の任命 (30.5.30 6550年)
- 17. 委員の任命 (30.7.15 花2999(1))
- 18. 幹事の任命 (30.7.15 花2999(1))
- 19. 会長及び幹事の決定 (30.10.29 12.636)

大 蔵 省

標 題	発給年月日	発給番号	備考
在外財産問題調査会設置に関する件	28. 12. 28		
2 在外財産問題調査会設置に関する件	12. 5		
3 在外財産問題調査会委員等に関する件	12. 30	様紙 第4425号	
4 在外財産問題調査会委員等に関する件	12. 8		
5 在外財産問題調査会事務局に関する件	29. 4. 12		
6 在外財産問題調査会委員等に関する件	1. 16		
7 在外財産問題調査会委員等に関する件	1. 17		
8 調査会委員等に関する件	28. 12. 11		
9 総務府設置の部外財産調査	12. 17	様紙 第2515号	
10 調査会委員等に関する件	2. 11		
11 調査会委員等に関する件	6. 21	様紙 第9951号	
12 調査会委員等に関する件	6. 23		
13 調査会委員等に関する件	6. 21		
14 調査会委員等に関する件	7. 3		
15 委員の任命	29. 11. 29	第12651号	
16 委員の任命	30. 6. 30	第6450号	
17 委員の任命	30. 7. 15	第3015号	
18 委員の任命	30. 8. 3	第1048号	
19 調査会委員等に関する件	30. 10. 4	第12626号	

裏面白紙

大 藏 省

裏
面
白
紙

大 藏 省

裏
面
白
紙

5

添付欄

外債課 決裁文書

分類 保存 FP77 35

F2

件名 <u>在</u> <u>外財産問題調査会設置の共同請議</u> について	
受信者 <u>外務省 アセチン一課長</u> <u>厚労省 引揚課長</u>	発行者 <u>外債課長</u>
文書記号番号 <u>外債牙 P07</u>	標識 <u>全急</u> 秘 極秘
上記のことについて別紙のよりに	
依 頼	
局長 <u>/</u>	主管課長 <u>5</u>
次長・部長 <u>/</u>	総務課長 <u>/</u>
合議部局	
先方の文書記号番号	文書種別 <u>発送</u> 供覧 伺 部内通知
先方の文書の日付 <u>昭和28年11月9日</u>	発送種別 <u>普通</u> 速達 留電 電信 便送 小包 部内通知
起案 <u>昭和28年11月9日</u>	添付物又は施行注意 <u>直接交付</u>
決裁 <u>11.9</u>	

してよろしいか伺います。

印 係 (電送)

受付日付・受付番号・返付日付



裏面白紙

b

2033

大 塚 啓

案

年 月 日

外務省 アジア局第一課長殿

學生會 引揚坂護士引揚課長殿

外債課長

在 外 財 産 同 題 調 査 会 設 置 の 共 同 請 議 に つ づ

別紙の如き要領案に於て、共同同議請議を求め置

に可なりとす、如何に取計に預ります。

裏
面
白
紙

大 蔵 省

昭和28年11月9日

外務省アジア局第一課長 殿

大蔵省理財局外債課長
上田 克郎

在外財産問題調査会設置の共同請願について
別紙のような要領案について、共同開議請願を求めること
になりましたから、よろしくお取り計い願います。

裏
面
白
紙

大 蔵 省

昭和28年11月9日

引揚援護弓引揚課長 殿

大蔵省理財局外債課長
上 田 克 郎

在外財産問題調査会設置の共同協議について
別紙のような要領案について、共同協議請求を求めること
になりましたから、よろしくお取り計い願います。

裏
面
白
紙

大 蔵 省

昭 昭 2 8 年 1 1 月 9 日

大 蔵 省 理 財 局 外 債 課 長
上 田 克 郎

在 外 財 産 問 題 調 査 会 設 置 の 共 同 議 議 について
別 紙 の よ う な 要 領 案 について、共 同 調 査 議 議 を 求 め る こ
と に な り ま し た か ら、よ ろ し く お 取 り 計 い 願 い ま す。

裏
面
白
紙

大 蔵 省

昭和28年11月9日

大蔵省理財局外債課長
上 田 克 郎

在外財産問題調査会設置の共同請願について
別紙のような要領案について、共同謝絶請願を求めるこ
とになりましたから、よろしくお取り計い願います。

裏
面
白
紙

理成局 決裁文書

分類
保存 5990

X/

件名
在外財産問題調査会設置について

受信者
内閣総理大臣 吉田茂
発信者
外務大臣 岡崎勝男
大蔵大臣 小室繁三郎
厚生大臣 小堀勝見
文書記
号番号 理秘方4270号
標識・全全 規 極規

上記のことについて別紙のように
閣議請議 してよろしいか伺います。

大臣 局長 主管課長 主管課 外債課
政務次官 次長 部長 総務課長 総務課
事務次官 官房長 文書課長 文書課
合議部局 経済課長 経済課
主計課長 主計課
管財局長 管財課長 管財課
銀行局長 銀行課長 銀行課
為替局長 為替課長 為替課

外務大臣 厚生大臣は同文をもって別に決済中

先方の文書
記号番号 第 号
先方の文書の日付 昭和 年 月 日
起 案・昭和28年 11月 7日
決 裁・ 28. 11. 11

文書種別	発送 供覧 何 部内通知	タイプ	印
電送 普通 函達 書留 電話	種別 使送 小包 部内通知	照合	月 日 印
添付物又は 備考注意	直接交付	発送	月 日 印
		完結	月 日 印
			11月2日

裏面白紙

大 蔵 省

通 秘 事 号
昭 和 年 月 日

内 閣 総 理 大 臣 吉 田 茂 蔵

外 務 大 臣 岡 崎 勝 男

大 蔵 大 臣 小 笠 原 三 九 郎

厚 生 大 臣 山 縣 勝 見

閣 議 決 議

別紙在外財源同業調査会の設置について閣議を求めます。

裏
面
白
紙

13

0000 2040

極秘

在外財産問題調査会設置要領（案）

賠償問題処理の具体化に伴い、終戦以来未解決のままに残されてきた在外財産問題もこのさい最終的に処理して民心を安定させる必要があるので、在外財産の喪失者に対する補償又は救済措置の必要の有無、その程度等在外財産問題の処理に関する基本的事項を審議する目的をもつて、差し当り左記要領により在外財産問題調査会を設置するものとする。

なお、問題の重要性に鑑み、本調査会は可及的すみやかに、所要の法的措置を講じ在外財産問題審議会（仮称）に改めるものとする。

記

- 1 在外財産問題調査会（以下「調査会」という）は、内閣に設け、その庶務は、大蔵省において処理するものとする。
- 2 調査会は、法令に基く機関ではなく、閣議決定に基く事実上の機関とする。
- 3 調査会は、必要に応じて、所要の事項を調査するため専門調査員を委嘱し又は参考人の意見を徴することができるものとする。
- 4 調査会の委員の数は9名以内とし、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が委嘱するものとする。
- 5 調査会の会長は、委員の互選により定めるものとする。
- 6 調査会には、若干名の幹事を置き、幹事は関係行政機関（内閣総理大臣官房、法制局、外務省、大蔵省、引揚援護庁等）の職員のうちから選ぶものとする。

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

極秘

在外財査問題調査委員会候補者〔予定〕

(五十音順)

〔参考〕

小	利	傳	夫	三	夫	一	誠	夫	通	榮
河	通	夫	三	夫	一	誠	夫	通	榮	
相	利	傳	夫	三	夫	一	誠	夫	通	榮
沢	通	夫	三	夫	一	誠	夫	通	榮	
島	利	傳	夫	三	夫	一	誠	夫	通	榮
崎	通	夫	三	夫	一	誠	夫	通	榮	
次	利	傳	夫	三	夫	一	誠	夫	通	榮
井	通	夫	三	夫	一	誠	夫	通	榮	
際	利	傳	夫	三	夫	一	誠	夫	通	榮
藩	通	夫	三	夫	一	誠	夫	通	榮	
我	利	傳	夫	三	夫	一	誠	夫	通	榮

乙五ノ通子ニ付
○ 陸橋 五
○ 恩下

裏面白紙

極秘

在外財産問題の処理について

終戦時確外国にあつた我が国民の在外財産が具体的にどう処理されているかは明確でないが、二三の例外的な場合を除き、これらの財産が所有者に返還される見込は残念ながら極めて少いものといわねばならない。終戦以来今日まで相当時日も経過し、平和条約も締結された今日、在外財産所有者よりこれら財産の返還或は国による補償の要請は日を逐うて熾烈の度を加えつつあり、又国会等においても在外財産所有者に対し、國が何等かの措置を講ずべきであるとする意見が有力である。

然し國の財政の現状よりすれば、國はこれら尨大な在外財産に対し充分な補償を実施し得る余力を有しない。思うに、いわゆる在外財産問題は、戦争に起因する國民の被害に対して國がどう措置すべきかという問題の一つであつて、この救済措置は他の戦争被害に対する救済措置との衡衡を考慮してなされるべきものであることはいふまでもない。

然し乍ら、國は在外財産問題について何等かの措置をとることを迫られており、國としてもこの際その解決を延引すべきものではないと考えられ、又昭和28年10月26日の引揚対策審議会の決議もあるので下記の方針によつて処理することとしたい。

- 1 問題の性質にかんがみ、國民の良識を反映させる調査会を設置する。

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

- 2 委員は学識経験者の中から総理大臣が任命し、9名以内とする。
- 3 調査会は総理大臣の諮問に応じ、在外財産の喪失に伴う国内措置に関する基本問題について審議する。
- 4 調査会はできうればユエ月朔旬から発足するものとするが、なるべく早い機会に所要の法的措置を講じて「審議会」として継続するものとする。
- 5 調査会の庶務は大蔵省理財局外債課で行うものとする。
- 6 調査会は特定の問題について専門家の意見を徴することができる。
- 7 調査会は幹事若干名を置き委員を補佐させるものとする。

参考 (口頭説明)

調査会に請る事項案

- (1) 在外財産の問題はどのように考えられたらよいか。すなわち、国は在外財産の喪失者に対して補償又はその他何等かの救済措置を採る必要があるかどうか。
- (2) その必要があるとすれば、それは憲法上又は法律上の義務であるか。それとも政治的にそうすることが妥当であるという意味であるか。
- (3) 必要があるとしても、国にはどの程度その措置をとる財政的能力があると考えられるか。
- (4) 上記の問題についての判断をし、その措置の必要性の有無並びに措置の具体的方法を決めようとする場合に、在外財産の調査を新規に実施する必要があるかどうか。もしありとすればその方法をどうするか。
- (5) この際、国が在外財産の問題を処理するに当つて、他の競争権性者との衡平の問題をどのように取り上げたらよいか。
- (6) 以上の外、在外財産問題を解決するに於いての必要な事項について調査依頼する。

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

調査会幹事構成員案

参考

内閣官房副長官

法制局次長

大蔵省理財局長

外務省アジア局長

引揚援護庁次長

101

裏面白紙

在外財産問題調査会の運営方針について(案)

- 1 在外財産問題調査会は、在外財産問題審議会が所要の法的措置を経て成立するまでの間、問題処理に関する基本的事項について予備的に調査審議することとし、次の要領により運営するものとする。
2 第1回会合(11月1日(予定)においては、会長選出、運営方針の協議、調査会(将来の審議会)において検討すべき事項の概略説明及び問題説明の方法等につき協議を行うものとする。なお事後の日誌については、そのさい定めるものとする。
- 3 調査会において必要とする参考資料等は、随時会長を通じて内閣に要求するものとし、また、内閣は、右の要求がないものについても、必要と認められる資料を会長を通じて随時配布するものとする。

参考

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

参考

在外資産問題に関する決議

在外財産問題は、重大なる戦後処理の問題であるとともに憲法上の問題でもあるので、政府はなるべく速やかに国会の承認を得て、新たに在外資産に関する調査審議機関を設置し、対策を樹立し、その公正、且つ、妥当なる処理を行う必要がある。右決議する。

昭和28年10月26日

引揚同胞対策審議会

21

裏面白紙



22

裏
面
白
紙

0000 2049

普通郵便

理財局 決裁文書

分類 6300 1
保存

F1

件名 在外財産問題調査会設置の共同決議に關する件	
受信者 大臣事務次官	発信者 外務事務次官
文書記 号番号	標識・至急 <input checked="" type="checkbox"/> 郵便
上記のことについて別紙のように ・回答がアリましたので御高覧に供 させていただきます。 します。	
大臣 局長 主管課長 主管課	起業者
事務次官 次長・部長 総務課長 総務課	外債課 (電話) 785
事務次官 官房長 文書課長 文書課	受付日付・交付 番号・返付日付
合議部局 会計課長	11.25 4406
主計局長 総務課長	11.27 273
官財局長 総務課長	11.29
銀行局長 総務課長	12.11 214
監督局長 総務課長	12.16 8263
先方の文書 記号番号 第 号	文書・発送 (供覧) 同 部内通知 種別
先方の文 書の日付 昭和28年11月19日	発送 普通 油封 書留 電話 種別 便送 小包 部内通知
起 案 昭和28年11月25日	添付物又は 施行注意
決 裁 28.12.28	タイプ 印 照合 印 発送 印 月 日 月 日 月 日

裏面白紙

23

28.11.21
第48352号

28.11.24
第9175号

28.11.21
第7316号

重一第二四七四号

昭和二十八年十一月十九日

外務事務次官

大蔵事務次官 殿

在外財産問題調査会設置の共同請議に関する件

昭和二十八年十一月九日付貴信「在外財産問題調査会設置の共同請議について」に関しては、当省としても異議をいから、この旨回答します。



外務省

24

裏面白紙

大差有

長中

第一冊三四七回

25



外務省

東京都港区芝田村町一丁目二番地
(芝郵便局区内)

(長型四号)

標紙
添付欄

理財局 決裁文書

分類
保存

2

F2

件名 在外財産問題調査会設置について		
受信者 外務大臣 大蔵大臣 厚生大臣	発信者 内閣総理大臣	
文書記 号番号	標紙・送付 税 種別	
上記のことについて別紙のよう 指令がおりしその下御高見に供 <small>セキヤクしつがたいです。 します。</small>		
局長 三	主管課長 三	主管課 外債課
次長・部長 三	総務課長 三	総務課 三
合議部局 経済課 三		受付日付・受付 番号・返付日付 11.26 第4413号
先方の文書 記号番号	文書 種別	タイプ 印
先方の文 書の日付	発送 種別	照合 印
起 案・昭和 年 月 日	普通 速達 書留 電信 使送 小包 部内通知	発送 印
決 裁・ 28.12.-5	添付物又は 施行注意	月 日 印 完結 印

裏
面
白
紙

26

0000 2054

28.11.16
理47581

28.11.16
7700

28.11.18
第5774

内閣大甲第四〇六号

昭和二十八年十一月十三日

内閣総理大臣

吉田

外務大臣 岡崎勝男 殿

大藏大臣 小笠原三九郎 殿

厚生大臣 山県勝見 殿

指 令

昭和二十八年十一月十二日理秘第四三八〇号

在外財産問題調査会の設置について請議のとおり。

内閣総理大臣 吉田

内閣

裏面白紙

27

理財部 決裁文書

分類
保存

5

件名 在外財産問題調査会委員委嘱について	
受信者 内閣総理大臣 吉田 茂	発信者 大蔵大臣 小宮原 三九郎
文書記 号番号 理財部4425号	種類・送 (秘) 極秘
上記のことについて別紙のように 依頼 してよろしいか伺います。 上ります。	
大臣 局長 主管課長 主管課	課長 課長 課長 課長
事務次官 次長・部長 総務課長 総務課	課長 課長 課長 課長
事務次官 官房長 課長 課長	課長 課長 課長 課長
合議部局	
先方の文書 記号番号 第 号	文書 種別 (免送) 供覧 伺 部内通知
先方の文 書の日付 昭和 年 月 日	(免送) 普通 海運 留置 電話 種別 発送 小包 部内通知
起 案・昭和 年 月 日	添付物又は 進行注意
決 裁・20.11.30	直接交付
	タイプ 印 11月30日了 照合 印 月 日 免送 印 月 日 完結 印 月 日

裏
面
白
紙

大 蔵 省

理社 4425 号
28年 11月 30日

内閣總理大臣 吉田 茂 殿

大蔵大臣 小笠原三九郎

在外財産問題調査会委員委嘱について

本年 11月 13日の閣議において 在外財産

問題調査会が設置され、在外財産問題を審

議するに³¹²⁶⁻なり、~~非~~調査会の委員として 下記

~~就~~³¹²⁶⁻²⁰²⁰に~~内~~諾を得たから、
九氏の~~手解~~を得て委嘱するに~~なり~~せしめ

~~す~~。内閣において委嘱手続をお願ひ
¹⁰³⁶⁻お願ひ下さる

~~す~~しす。

なお 下記 九氏のうち、中村建城氏

裏
面
白
紙

大 蔵 省

は日本国幣銀行總裁宛、宮沢俊義、

我妻栄の函は東京大学総長宛、^抄委員報告方

を囑つたので了解^付 ~~付~~ ~~付~~ ~~付~~ 下さる

ようお願いいたします。

記

大 野 龍 太

小 訂 利 得

中 村 建 城

法 華 津 孝 太

松 島 鹿 夫

宮 崎 太 二

宮 沢 俊 義 林

柳 井 恒 夫

我 妻 栄 林

裏
面
白
紙

大 蔵 省

理秘第4425号

昭和28年11月30日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

大蔵大臣 小笠原 三九郎

在外財産問題調査会委員委嘱について

本年11月13日の閣議において在外財産問題調査会が設置され、在外財産問題を審議することになりましたが、調査会の委員として下記九氏の就任についての内諾を得ましたから、内閣においてしかるべく委嘱手続をお取り計い下さる様お願いいたします。

なお下記九氏のうち、中村建城氏は日本開発銀行総裁宛、宮沢俊義、我妻洋の両氏は東京大学総長宛、予め委員就任方委嘱についての了解を取り付けて下さるようお願いいたします。

記

大 野 竜 太
小 汀 利 得

裏
面
白
紙

大 蔵 省

中	村	建	城
法	津	孝	太
松	島	鹿	夫
宮	崎	太	一
宮	沢	後	義
柳	井	恒	夫
我	妻		榮

32

裏
面
白
紙

理財局 決裁文書

分類
保存

4

F1

件名
本局在外財産問題調査会における緒方國務大臣
の挨拶について

受信者
発信者

文書記
号番号
標識・(至急) (秘) 機密

上記のことについて別紙のように
挨拶
してよろしいか伺います。
ヒマナ

大臣 局長 主管課長 主管課 起案者
局長 外債課

秘書次官 次長・部長 総務課長 総務課
秘書次官 官房長 文書課長 文書課
127
220

合議部屋
緒方國務大臣
内閣官房長官
内閣官房副長官
挨拶課長
内閣議事堂庶務課長

先方の文書
記号番号 第 号
文書 発法 供覧 (何) 部内通知
種別

先方の文
書の日付 昭和 年 月 日
発法 普通 速達 書留 電話
種別 便袋 小包 部内通知

起 案・昭和28年12月7日
添付物又は
施行注意

決 裁・28.12.8
タイプ 印
照合 月 日 印
発法 月 日 印
完結 月 日 印

巧

裏
面
白
紙

33

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

○(2月12日午前10時 佐田正幹に)

藩方編纂機換移(案)

12.6-1953

本日茲に委員各位のご出席を頂戴しまして、在外財産問題調査会の第1回会合を開く運びとなつた訳であります。この機会に各委員の方々か非常にお忙がしいお体であるにも拘らず、こゝした仕事を引受願いましたことに対して心からお礼を申上げる次第であります。

さて、日本人が戦争中或は移戦後海外に逃してまゐりました在外財産につきましては、^{遺産}遺産作ら移戦後8年を経過した今日まで日本人の手に帰つてきたものは殆んど無く、又今後帰つてくる見込み極めて乏しいというのが実情であります。政府と致しましてもこの様な実情に対して何等かの措置をとる必要にせまられてゐる次第であります。たゞ在外財産問題の処置方針を定めるに当りましては、それぞれの財産の所在地域別或は種別により色々複雑な経緯がございます。法律關係についても難かしい問題がございます。又何等かの措置をとることと致しましては、^往往々に行ひましたいろいろな戦争被害に對する措置或は今後予想される同様の各般の措置との調平を保つ必要があることと考へられますし、又戦後に措置を致しますに^至つては、その真相は結局現在遠く将来の日本國民全体の兩の上によりかかつてくるということも考へに入れなければならぬ次第であります。

か

裏面白紙

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

在外財産問題はかような関連するところの広範固な、極めて重大な問題でありますので、政府と致しましても一存でこれに関する処置の方針を定めることは適當でないと考えまして、国民の意見を代表するにふさわしい学識経験者を以てする審議機關を設け致しまして、ここで過剰の方針につき充分審議していただき、その回答甲にもとづいて政府としても方針を立てることに致したいと考えました次第であります。

この在外財産問題調査会は本来法律に基く審議会として発足したいとの考えでありましたが、事態を要しましたので取り敢えず閣議決定に基く調査会として発足をみた訳でありまして、^{伊藤通多様}この調査会の実体^{念に}は法律に基く在外財産問題審議会として、この調査会の実体そのまゝがその審議会となるように措置いたし^し所存であります。今後委員の方々にはいろいろとお苦折を願うこととなると思ひますか問題の重要性をご認識頂きますして同分のご協力をお願する次第であります。

簡単なから挨拶といたします。

裏面白紙

第一面在外財産内題調査会におり
緒方国务大臣挨拶

総
理
府

日本標準規格 B5 (十四行罫)

(大改印刷紙)

裏
面
白
紙

36

0000 2064

本日茲に委員各位のご出席を
頂きまして、在外財産内題調査
会の第一回会合を南く運びとなつた
訳であります。この機会に各委
員の方々が非常にお忙しとお体で

総
理
府

日本標準規格 B5 (十四行罫)

(大次印刷紙)

裏
面
白
紙

裏面白紙

あるにも拘らず、こころした仕事と
お引受願いしましたことに対しま
して心からお礼を申し上げる次第
であります。

さて、日本人が戦争中或は終戦后

総
理
府

日本標準規格 B 5 (十四行罫)

(大次郎殿納)

38

海外に残してきよました在外財産に
つきよしたは、遺憾下の終戦後八
年を経過した今日よて日本人の手
帰ってきたものは殆んど無く、又
今后帰つてくり見込も極めて多し、

総
理
府

日本標準規格 B5 (十四行罫)

(大次印刷紙)

裏
面
白
紙

と、い、ろ、の、が、実、情、で、あ、り、ま、す。政、府、と
致、し、ま、し、て、も、こ、の、よ、う、な、実、情、に、対
し、ま、し、て、何、等、の、の、措、置、を、と、り、必、要
に、せ、ま、ら、し、て、い、り、次、第、で、あ、り、ま、す。
た、い、在、外、財、産、問、題、の、処、理、方、針、を

総
理
府

日本標準規格 B5 (十四行罫)

(大次印刷局)

裏
面
白
紙

裏面白紙

定め方に当りよししては、それぞれ
財産の所在地域別或は種類別に
より色々複雑な経緯がござります
るし、法律関係についても難かし
内題がござります。又何等かの措置

総
理
府

日本標準規格 B5 (十四行罫)

(大改訂別紙)

裏面白紙

をとるごとく致しやす場合は、
既往に行いよしたいろいろの戦争
被害に対する措置或は今後予想
される同様の各般の措置との衡平
を保つ必要があることと考えられ

総
理
府

日本標準規格 B5 (十四行葉)

(大沢印刷)

やすし、又最後に措置を致しま
すについては、その負担は結局現在
並ひに将来の日本国民全体の肩の
上にふりかゝつてゐるといふことも
考えに入れなければならぬ。次第で

総
理
府

日本標準規格 B5 (十行用)

(大沢印刷社)

裏
面
白
紙

あります。

在外財産問題はかような関連するところの広範囲な、極めて重大な問題でありますので、政府と致しましては「存じおるに關する処理の

総
理
府

日本標準規格 B5 (十四行漢)

(大次印刷納)

裏面白紙

方針を定めるとは適當なること
考へよして、国民の良識を代表
するにふさわしい、学識経験者を以
てする審議機関を設置致しよして、
こゝで処理の方針につき充分審議し

総
理
府

日本標準規格 B 5 (十四行笺)

(大次印紙粘)

裏
面
白
紙

ていたじき、その御答申にもとづい
て政府とてり方針を立ちりこと
致したいと考えまじした次第であります。
この在外財産問題調査会は本来
法律に基く審議会として発足したい

総
理
府

日本標準規格 B5 (十四行漢)

(大次印刷紙)

裏
面
白
紙

との考えでありました。事急
を要しましたので取り敢えず内
議決定に基づく調査会として発足を
みた訳でありまして、何れ適當な
機会に法律の基に在外財産問題

総
理
府

日本標準規格 B5 (十四行罫)

(大衆印刷局)

裏
面
白
紙

47

審議会としての措置をいたした、
所存であります。

今後委員の方々にはいろいろと
お骨折を願うことになると思

ますが尚題の重要性を認識

総
理
府

日本標準規格 B5 (十四行罫)

(大次印刷納)

裏
面
白
紙

48

裏面白紙

頂きまして何分のご協力をお
願ひする次第であります。
簡単なものの挨拶といたします。

総
理
府

日本標準規格 B5 (十四行罫)

(大浜印刷社)

49

標準票
添付欄

理財部

決裁文書

分類
保存

件名 本国外在外財産問題調査会に対する諮問事項の件	
受信者	発信者
文書記号番号	標識・至急 秘 極秘
上記のことについて別紙のように 認向 してよろしいか伺います。 七ます。	
大臣 局長 主管理長 主管理 起業者	任
了 (吉) 外債課	(電話) 115
事務次官 次長 部長 総務課	受付日付・受付 番号・表付日付
事務次官 官房長 文書課長 文書課	
合議部局	
先方の文書記号番号	文書種類 発送 供覧 同 部内通知
先方の文書の日付	発送 普通 速達 留置 電話
起案・昭和 年 月 日	種類 便袋 小包 部内通知
決裁・ 29. 4. 12	添付物又は 添付注意 直接交付

附
甲
第
二
号

与

与

一
別
記
七
在
了
()

裏
面
白
紙

50

大 藏 省

28年12月12日

定封改不記入の比

在外財産問題調査会会長殿

内閣總理大臣 吉田 茂

本回在外財産問題調査会に下記事項

を報告する。

記

「在外財産問題の処理方針如何」

裏
面
白
紙

51

理財部 決裁文書

分類
保存

F1

6

件名 在外財産問題調査会、運営方針について	
受信者	発信者
文書記号番号	附録・至急 (印) (印)
上記のことについて別紙のように 運営	
大臣	局長 主管課長 主管課
政務次官	次長・部長 総務課 (印) 外債課 (印) 起案者 (福見)
事務次官	官房長 文書課長 文書課 (印) 電話 285
合議部局	受付 2-16 280 15 12-24 280 15 1-5 4 14 1-5 10 14
光方の文書記号番号 先方の文書の日付 起案・昭和29年12月14日 決 29. 1. 14	文書・宛先 供覧 (同) 部内通知 発送 普通 速達 電報 電話 種別 便送 小包 部内通知 添付物又は 施行注意
月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日	印 印 印 印 印 印

裏面白紙

52

極秘

大 蔵 省

在外財産問題調査会の運営方針(案)

-理、外、12.9-

在外財産問題調査会(以下調査会という。)の運営は概ね次の方針で行うものとする。

1 会期の時期、場所等

(1) 第一回の会合は来る12月12日(土)に行う。

第一回の会合は総理官邸で行い緒方副総理の挨拶(別紙1)に次いで幹事である理財局長より在外財産問題の概要(別紙2)の説明を行う。

なお、これまでの事情の説明として、外務省、厚生省(引揚援護庁)から補足の必要があれば補足して貰うこととするがなるべく会期を10時から2時間以内で終了させることを目途とし、最初の1時間を幹事側からの説明、残りの1時間を質疑応答と懇談ということとしたい。

(2) 第二回以後の会合の予定は、原則として、差し当りは事情の説明ということとして、毎週一回宛開くこととしたい。

第二回以後は会場を大蔵大臣官邸とする。

第2回会合 12月19日
第3回会合 1月12日予定

53

裏面白紙

大 蔵 省

機 密

(3) 調査会は、なるべく早い機会に法律上の正規の官職
会に切り換えるものとするが、その切換の方法として
は、總理府設置法の一部改正（別紙3・改正法案参照）
で行くものとする。

(4) 調査会ニ官職会の継続期間は概ね昭和29年10月
頃まで予定する。但し、官職の事情によつては更に時
間を要することも考えられるので、改正法案^提のさい
の説明としては一応1ヶ年を建前とする。

(5) 調査会の理事規則は、概ね別紙4の案で決定される
よう提案する。

この場合会長は互選となつてゐるが、諸般の事情を
考え、大野蔵太氏に会長に就任して貰うよう措置する。

II 会議事項の取り運び方

(1) 理財局長から別紙2により問題の概要を説明するが、
そのさいは、なるべく客観的に問題の所在を説明する
に止めるものとし、当初から財政上の困難等を強調す
ることは避ける。

(2) 併し、究極のねらいは、できる限り財政負担を少額
にとどめて問題の最終的処理を図ることにあるので、

裏
面
白
紙

大蔵省

なるべく憲法論、条約論に深入りせず、他の戦争被害者に対する政府の措置との極端を考慮して良識的な答申がなされるように配慮する。この場合でも、政府が憲法論を故意に避ける~~か~~かの如き印象は与えない注意が肝要である。

- (3) 従つて、検討すべき問題は甚だ多岐にわたるので、当初の諮問事項としては、

「在外財産問題の処理方針如何」

といった風の漠然とした諮問にとどめ、官廳の進行に応じて必要がある場合に具体的問題についての諮問を行うものとする。

- (4) 調査会=官廳会設置のねらいは、終戦以来殆ど措置のなされなかつた在外財産問題について、政府がこの問題を重要視しているとの印象をこのさい一般に与え、且つ問題の性質上、政府の独断を避けて国民の良識に聞いて決定したとの感じを出すことにあるので、調査会としては、利害関係者の意見も、また財政當局の意見も十分に聞いての上で答申したかたちをとる必要がある。従つて、憲法論、条約論について、専門家に調査を依頼するほか、引揚時の事情や、問題の考え方につ

裏
面
白
紙

大 蔵 省

いての引揚者に参考人としての意見をきく機会をなるべく多くするようにしたい。

引揚者の利益擁護団体としては別紙Bがあるが、これらの団体に適当な参考人を併せんさせることも一法と思われる。

また参考人としては、全然利害関係のない一般納税者及び他の戦争被害者の意見を代表すると思われる者等も加える必要がある。

裏
面
白
紙

大 蔵 省

■ 答申内容の具体化

答申により若し政府において、財政支出を要することとなつた場合も、その予算的措置は昭和30年度から行うものとする。但し、答申が6ヶ月以内で提出され、その後において予算の補正等が行われる機会があればその組み入れを考慮するものとする。

■ 特殊の問題の処理

持帰旧円、送金小切手、又は外地預金等の支払問題の処理については、政府の財政支出を伴わないで一応の解決が債権者債務者の間でできるものについては、なるべく早く解決できるように途を拓いてやるという意味で調査会の議を俟たずに措置するということも一つの考えではあるが、調査会の審議の眼目である在外財産問題の処理と関係をもつので、従来関係部局で検討されてきた^さ処理案をなるべく早い機会に調査会に^新届つてその意見をきいた上で(必要があれば答申の形をとつて)法案として提案する段取としたい。

また、軍事郵便貯金、普通郵便貯金、郵便為替、簡易保険、現地軍借上金等の問題で未解決の部分は、政府が債務者であるとの見方もできるので、順次調査会に附議

裏
面
白
紙

大 蔵 省

してその処理方針を研究してもらうこととする。

裏
面
白
紙

0000 2086

別紙 /

緒方副総理挨拶

12.12-1953

本日茲に委員各位のご出席を頂きまして、在外財産問題調査会の第1回会合を開く運びとなつた訳であります。この機会に各委員の方々が非常にお忙がしいお体であるにも拘らず、こうした仕事をお引受願いたしましたことに対しまして心からお礼を申上げる次第であります。

さて、日本人が戦争中或は終戦后海外に残してまゐりました在外財産につきましては、遺憾乍ら終戦後8年を経過した今日まで日本人の手に帰つてきたものは殆んど無く、又今後滞つてくると見込も極めて乏しいというのが実情であります。政府と致しましてもこのような実情に対しまして何等かの措置をとる必要にせまられていろいろ次第であります。ただ在外財産問題の処理方針を定めるに当りましては、それぞれの財産の所在地別或は種類別により色々複雑を経緯がございまして、法律関係についても難かしい問題がございまして。又何等かの措置をとることと致しましては、既往に行いましたいろいろの戦争被害に対する措置或は今後予想される同様の各般の措置との衡平を保つ必要があることと考えられますし、又最後に措置を致しますについては、その負担は結局現在並びに将来の日本国民全体の肩の

裏面白紙

上にふりかかってくるということも考えに入れなければならぬ次第であります。

在外財産問題はかような関連するところの広範囲な、極めて重大な問題でありますので、政府と致しましても一存でこれに関する処理の方針を定めることは適当でないと考えまして、国民の良識を代表するにふさわしい学識経験者を以てする審議機関を設置致しまして、ここで処理の方針につき充分審議していただき、その御答申にもとづいて政府としても方針を立てることと致したいと考えました次第であります。

この在外財産問題調査会は本来法律に基く審議会として発足したいとの考えでありましたが、事態を要しましたので取り敢えず閣議決定に基く調査会として発足をみた訳であります。何れ適當な機会に法律に基く在外財産問題審議会としての措置を致したい所存であります。

今後委員の方々にはいろいろとお骨折を願うこととなると思いますが問題の重要性をご認識頂きまして何分のご協力をお願いする次第であります。

簡単ながら挨拶といたします。

別紙 2

5

在外財産問題調査会の開会に当つて

大蔵省理財局

1953.12.12

1) 問題の概要

海外に在留していた本邦人は、開戦に伴い、若しくは終戦後において、強制的に内地に送還されたわけであるが、引揚に際しては、その所有していた財産の殆どすべてについて、これをその地に残置することを余儀なくされた。また内地居住者であつても、これらの地域に支店を設置し、若しくは投融資を行つていた人々についても、これらの財産に対する所有者としての支配力を及ぼすことはできなくなつたのである。これらの地域に残された本邦人の財産は、普通「在外財産」ということばで呼ばれているが、これらの在外財産に対する現地政府当局の措置は、地域によつてそれぞれに若干の相違はあるが、二三の例外的な地域を除いて、これらの財産の大部分が、原所有者である本邦人に返還されるという見込は、遺憾ながら極めて乏しいといわざるを得ない現況にある。これらの人々にしてみれば、自分の意思に反して、また自分の責任からではなくして、居住地から強制的に退去させられ、或はその財産の支配権を物理的に奪われ

60

てこれらの財産を一方的に処分される結果となつた訳であるから、桑港条約第14条によつて当該政府の自由処分に委ねられた地域にある財産は勿論、条約上では未だ何等明確に規定されていない地域にある財産についても、財産喪失者に対して政府は正当な補償をなすべきであるとの要求が終戦以来引き続き行われて来たところである。

終戦後8年、条約発効後1年余を経て、すでに在外公館等借入金の問題は処理され、卑人感給は復活されることとなり、賠償問題の解決もその緒についた現在、政府としては、終戦善後処理の重要な一環として、この際、在外財産問題の解決をせまられているといわなければならない。

在外財産問題の処理に当つて、考慮すべき事項は色々多岐に亘つているが、単に喪失又は毀損された在外財産の事のみならず、同じく戦争の結果犠牲を蒙つた人々に対する措置との実質的衡平をはかることと、その措置による負担は結局納税者の肩にかぶさるものであるから、国の財政負担能力を併せ考えなければならないのである。

2) 各国における在外財産の処理状況

在外財産に対する各国の処理状況については、別紙外務省資料「日本の在外財産に対する各国の処理状況」にその概況が示されている。

近代戦争においては、いわゆる露力戦の裡前から、敵国人の財産で自己の管轄内に存するものについては、これを接収管理し、場合によつては換酒処分するのが通例であり、英米を始めとする旧敵国において、わが国民の財産に対してこのような措置がとられたが、わが国民の在外財産の約95%は、朝鮮、台湾及び満洲等を含めた中国等の地域に存在していたので、これらの財産が接収管理されたのは、終戦後のことに属する。従つて敗戦の混乱により、これらの地域におけるこれら在外財産の処理状況については、台湾の場合を除いて、殆ど頼るべき資料もないような有様であつて、このような実情を前提として在外財産問題の処理方針について調査を頼むを得ない次第である。

各国の処理状況を要約すると次の通りである。

- (1) 桑港条約に署名し且つ批准した連合国所在の財産については、同条約第14条の規定によつて当該国がこ

れを自由に処分し得ることとなつているので、原則として、清算の上没収の措置がとられている。但し、例外的にパキスタン、キリー、ブラジル、アルゼンチン等の諸国は、条約の規定に拘らず、財産の返還を申し出ている。

(ロ) 桑港条約に基く割譲地域のうち、朝鮮及び台湾所在の財産については、これらの地域を管轄する政府当局との特別取極によつて措置されることになつているが、その特別取極は朝鮮、台湾のいずれの地域ともまだ締結されるに至つていない。

なお朝鮮については桑港条約第4条b項の解釈、占領軍の vesting Decree の効力の問題をめぐり日韓請求権問題として屢々報道されている通りである。

(ハ) 中立国及び旧枢軸国に所在する財産については、日本は同条約第16条による義務として、これらの財産を国際赤十字委員会に引き渡すことになつている。この場合日本政府はこれらの財産に代えてその等価物を引き渡すこともできる選択権を与えられているが、政府はそのいずれについてもまだ実行していない。

(ニ) 中共治下にある中国に所在する財産については、日

本政府は桑港条約第21条によつて、連合国所在財産と同様の取扱をうけることを承認しているが、中共が同条約に参加していないので、法律的には、次のソ連地区等無条約地域所在の財産と同様の性格となると思われる。

(イ) 樺太、千島等を含むソ連地区等に所在する財産については、無条約関係にあつてその帰属は不明である。

(ロ) インドに所在する財産については、日印平和条約により印度は、その現状において返還することを約しているが、まだ実施をみていない。

3) 在外財産の計数

終戦時現在の在外財産の額については明確な計数はない。終戦後占領軍の命令に基づいて、昭和20年大蔵省令第95号によつて引揚者にその残置財産についての報告書の提出を求めてこれを集計した計数、大蔵省の立場から企業財産について関係企業に質問書を送り、地域毎にできる限り数多くの企業の資産内容について調査集計した計数、更にこれらの計数を参考として当時の司令部内民間財産管理局(CPC)で独自の方法で集計算出した計数と、現在三種の計数があるが、一応CPCの計数に

よつて企業（軍用以外の国有を含む。）及び個人の在外財産の概算をみると、別表大蔵省資料「所在地別在外財産の概要」の通りであつて、いわゆる在外財産の帰還が法律的（条約の規定等により）に確定していない地域の財産が全体の約95%を占めていることは注目に値する。

4) 在外財産の概念

在外財産という概念は必ずしも明確ではなく、その範囲はこれに対して何等かの動きかけを行う場合の目的如何に従つて規定されるものといえよう。すなわち、企業再建整備法、金融機関再建整備法、閉鎖機関令、在外会社に関する法令、財産税法等それぞれの法目的に従つて規定されている。

従つて、上記の諸法令では本邦外で発生した債権（預金、未払送金小切手等）は在外財産として取扱われているにも拘らず、政府機関の預り金である外地郵便貯金や軍事郵便貯金については、少くとも、終戦までの預け入れ分（普通郵便貯金については昭和20年9月30日迄の分）については、内地における貯金と同様の取扱がなされており、また在外公債等借入金の返済

に関する法律で、終戦后外地で発生した債権の内地での支払が認められている。

しかし、同じ政府機関である現地軍がその経理部長名等で預つた債権債務の処理は、未決定のまま今日に及んでいる状況にある。

5) 他の戦争犠牲者に対する政府の措置の概要

在外財産を喪失させられたという事実は、いわば戦争犠牲の一の態様であつて、在外財産の問題を考える場合には他の戦争犠牲者の蒙つた損害に対する政府の措置との衡平を念頭におく必要があると思われる。他の戦争犠牲者に対する政府の措置の大要は、次のようになつている。

(イ) 戦時中の措置

戦死者遺家族の扶助、戦争保険金の支払、総動員法、その他特別金法に基く諸補償等

(ロ) 終戦後講和条約発効までの占領中の措置

戦時補償特別税による補償打切、財産税の賦課、在外公債等借入金の返済、占領中の行為による損害に対する見舞金等

(ハ) 講和条約発効後の措置

軍人恩給の復活

日米行政協定に基づく接收その他の損害に対する補償

(⇒ 未措置の問題(但し、在外財産関係を除く。))

連合軍財産及びいわゆる掠奪財産の返還に伴う損失等

6) 引揚の概要

なお引揚者に対する従来の援護措置の詳細については厚生省から御説明を願うこととするが、引揚者は昭和29年12月31日現在で総人員は約625万人で、その中軍人軍属が約315万人、一般邦人が約297万人でほぼ半々となつている。又地域別にみると、関東州を含めた満洲地区から約167万人で27%、朝鮮から約89万人で14%、台湾からは約48万人で8%、満州及び台湾を除いた中国地区からは、香港を含めて約149万人で24%、千島及び樺太から約34万人で5%、マライから23万人、フィリピン、仏印、タイ及び中部太平洋諸島からはそれぞれ10万人ということになつている。

このうち、わが国からの分離地域及び中国大陸からの非軍人の引揚者総数は約286万人に達し、総引揚者中非軍人の合計297万人の96%強を占めている。

録
3

又

附 別

二、在野村、松本、白雲、牧野、大石、

64

別紙 3

大 蔵 省

總理府設置法の（附則改正）の法律案	
總理府設置法（昭和三十二年法律第七十一号）の（附則改正）に改正する。	
十月十五日（現在表中）	
「 離島振興対策審議会」	離島振興法（昭和三十二年法律第七十一号）の附則により、権限に及ぶべき事項を行つた。
「 離島振興対策審議会」	離島振興法（昭和三十二年法律第七十一号）の附則により、権限に及ぶべき事項を行つた。
「 在外財産問題調査会」	又、同調査会、諮問に答へ、在外財産問題調査会、基本問題その他重要事項を調査審議する。

レ
レ
レ
レ

6 在外財産問題調査会議事規則(案)

(会長)

第1条 会長は会議の日時及び場所を定める。

第2条 会長は会議の議長となり、議事を整理する。

第3条 会長に事故があるときに、会長の職務を行うため、
会長代理を置く。会長代理は委員の互選により定める。

(定足数)

第4条 調査会は、会長及び4人以上の委員の出席がなければ議決することができない。

2 議事は出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは会長の決するところによる。

(幹事)

第5条 調査会に左の五名の幹事を置く。

総理大臣官房審議室総括参事官

法制局次長

外務省アジア局長

大蔵省理財局長

引揚援護庁次長

2 幹事は会議に列席して発言することができる。

(発言)

第6条 発言しようとする者は、議長の許可をうけなければならぬ。

(意見徴取)

第7条 議長は、必要とみとめるときは、関係各行政機関の職員その他適当とみとめる者を会議に出席させて説明させ、又は意見を開陳させることができる。

(会議の経過及び結果の発表)

第8条 会議の経過及び結果は原則として発表しないものとするが、会長が必要と認める場合は会長が行うことができる。

(議事録)

第9条 会議の議事録は、会議の都度作成し、次回にその要旨を配布する。

(雑則)

第10条 この規程に規定していない事項でその他調査会に必要な事項は、会長がこれを定める。

引揚者団体一覧表（昭和二十八年十二月十二日現在）

団体名	所在地（電）	代表者
在外資産補償確得期成同盟本部	東京都千代田区丸の内三ノ一電(20)三四三四	加藤 虎雄
在外資産補償確得期成同盟熊本県本部	熊本県千歳町一民生部課構内(電)四三三〇(取次)	渡辺 吉人
朝鮮在外資産補償確得期成会	東京都中央区日本橋江戸橋一〇五カブトハシビル三階一号室電(20)五二五六	森 惣一
台湾残置財産返還促進期成会	電(40)〇〇九一	平田 木次
海外抑留同胞救出回民運動本部	東京都千代田区永田町 泉蔵院 才一議員会館内	堤 康太郎
全国韓人連盟	東京都港区巴布布敷会片町一三 榊本行 或 務整理事務所内	
引揚者団体全国連合会	東京都千代田区丸の内十二号館六号	
日和協会（朝鮮引揚肉保）	目 右	穂積 貞六郎
在外同胞帰還促進全国協議会	東京都千代田区神田二丁目二番地（東方学生会三階）電(20)一八四〇	
青森県海外後留同胞引揚促進同盟	青森市長崎町一 青森県民生部 厚生課内	岩淵 謙二郎
函館留守家族会	函館市地頭谷町四六	小 阿 八代
岩手県海外後留同胞引揚促進連盟	岩手市内丸六八 岩世能館内	藤村 敬二郎
秋田県引揚促進会	秋田市西根小屋上丁 社会福祉事業連合会内	竹内 鉄治
引揚促進宮城県留守家族同盟	仙台市宮城區保方内 海外抑留同胞救出回民運動宮城県本部	門 田 正 壽
引揚促進山形県留守家族同盟	山形市香巻町三九 社会福祉連合会館	飯野 喜一郎
新潟県留守家族連合会	福島市杉里町一六 岩世能館内	鈴木 貞
海外抑留同胞救出回民運動新潟県本部	新潟市東区通リ二番町八六 厚生事業会館内	中山 重次

裏面白紙

原本不良

裏面白紙

原本不良

茨城県在外同胞帰郷促進連盟本部	古河市役所	茨田 伸次
茨城県留守家族連合会	水戸市北三ノ丸茨城県議会議事務局内	大島 真一郎
群馬県復員引揚促進家族連盟	前橋市田中町五九	吉田 侯郎
群馬県留守家族 会	前橋市密盤町四ノ四四	岡崎 吉衛
神奈川県留守者家族会	横浜市日本大通リ神奈川県庁議事務局会室	石田 佳幸
東京都在外同胞帰郷促進連盟	東京都大田区日野田二ノ二全協内	藤岡 兵衛
海外同胞留同胞救世国民運動本部	神奈川県鎌倉市鎌倉内	内山 岩男
政軍県在外同胞帰郷促進連盟	岐阜市日町政軍県町村会国民運動本部	岡島 吾子四
長野県在外同胞帰郷促進家族連盟	諏訪市大子町一	島正 友次
山梨県在外同胞引揚促進同盟	甲府市吉府町中世話課内	風間 美保
海外同胞留同胞救世国民運動本部	全 中 諏訪市 八幡町	泉 教
滋賀県在外同胞救世連盟	島山県庁会務課内 豊田輪一番地	豊田 天治
三重県海外同胞救世連盟	福井市御本丸一番地	大塚 泰順
在外同胞救世支部留守家族同盟	大津市白玉町二一	大越 知新
大阪府留守者留守家族会	津市栄町三重県議会議事務局内	守山 文次郎
奈良県引揚促進連盟	京都市中京区森通り烏丸西八	笹島 栄助
和歌山県引揚促進協議会	大阪府東区太字前ノ町府庁保護課内	仁垣 武信
兵庫県在外同胞帰郷促進連盟	奈良市小西町八 奈良市町村会館内	土肥 正敏
	和歌山市九原町民生部厚生課内	杉森 和一
	兵庫県庁民生部厚生課内	

裏面白紙

原本不良

島根県引揚促進留守家族会	松江市政町一番地県民生部世話課内	関 敏 雄
岡山県引揚促進連合会	岡山市上伊福岡山県庁民生部世話課内	星島義兵衛
鳥取県海外残留同胞引揚促進同盟	鳥取市東町仁風園内世話課内	野間四繁忠
広島県在外同胞帰還促進連盟	広島市蕨町県世話課内	黒瀬 正行
山口県在外同胞引揚促進協議会	山口県庁内世話課内	足立文男
香川県米帰還者留守家族連合会	高松市西浜町十三	比 松 太郎
外地残留者家族会連合会	松山市菅町二丁目九番地	橋本俊一郎
高知県在外同胞帰還促進連盟	高知市南盤町三三市営住宅二四号内	森田茂徳
米帰還者家族会	徳島市万代町二丁目県庁民生部福祉課内	山口谷吉
海外残留同胞引揚促進会	神戸市大神戸区	今 利 吉
海外残留同胞救出国民運動 熊本県本部	熊本市坪井君 栄成町一	山田八州男
岩崎県本部	岩崎市別府町県庁内県議会議務局	藤岡末彦
長崎県留守家族連合会	長崎市一旧県庁跡	下高原定友
海外残留同胞救出国民運動 鹿児島県本部	鹿児島市 県会議事堂内	白島久四郎
		大石軍吉

特選
送付簿

理財局 決裁文書

分類
保存

7

件名
第2回在外財産問題調査会幹事会議事概要
1-7112

受信者
発信者

文書記
号番号
機密・至急 既 極秘

上記のことについて別紙のように
回覧

大臣 局長 主管課長 主管課 起案者
理財局外債課 外口財産課

政務次官 次長、部長 総務課長 総務課
事務次官 官房長 文書課長 文書課
合議部

銀行課
総務課長
銀行課長
管財局長
総務課長
由預残肉課長

受付日付・受付
番号・返付日付
12.21
12.22
1.6
1.4

受付 12.25
出 281
送付 12.26
1196

先方の文書 記号番号	第 号	文書 種別	発送 供覧	同	部内通知	タイプ 印
先方の文 書の日付	昭和 年 月 日	発送 種別	普通 便送	連送 小包	書留 電話 部内通知	照合 印
起 案	昭和28年 12月17日	添付物又は 施行注意				発送 印
決 裁	29. 1. 7					月 日 月 日 月 日

69

277

裏
面
白
紙

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

秘 封

第2回在外問題調査会幹事会議事概要

場 所 大蔵省第2分室
日 時 昭和28年12月17日 2.00-5.00 P.M.
出席者 幹事一 中川外務省アジア局長

阪田大蔵省理財局長
田辺引揚援護庁次長
大竹総理大臣官房審議室総括事務官代理

幹事一 小島外務省アジア局第1課長
補佐

吉田大蔵省理財局総務課長
上田 同 外債課長
福見、伊勢谷 同 外債課長補佐

説明員一 谷村大蔵省銀行局銀行課長

森本 同 総務課長補佐
阪上大蔵省管財局閉鎖機關課長補佐
上阪大蔵省理財局経済課長補佐

提出書類別表

開 会 2.45 P.M.

阪田幹事の挨拶及び「未払送金小切手等に関する件」
について説明後、議事に入つたがその大要は次の通り。

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

- 1 森本説明員より大蔵省銀行局総務課提出資料「旧日本銀行券の整理に関する法律案要綱」の説明。
- 2 谷村説明員より大蔵省銀行局銀行課提出資料「金融機関における在外資産、負債の処理について」の説明
- 3 阪上説明員より大蔵省管財局閉鎖機関課提出資料「閉鎖機関に係る送金替等の処理について」の説明
- 4 上阪説明員より大蔵省理財局経済課提出資料「在外会社である金融機関の予金の支払について」の説明

上記1-4の資料に基づいて中川、阪田、田辺各幹事及び吉田、上田幹事補佐より質疑応答があり、阪田幹事の提案により、「旧日本銀行券の整理に関する法律案」及び「金融機関再建整備の処理促進に関する法律案」については、原案において案の決定する以前に、在外財産問題調査会に正式に提案し、了解を求めることに決定し、取敢えず、上記1-4の資料を上田幹事補佐の下において整理し、第2回在外問題調査会に提出することとした。

- 5 上田幹事補佐より第2回在外問題調査会に提出する資料（別表6-1/1）について説明があり、各幹事の了解があつたが、追加資料として税関等において保管している引揚者の持帰つた物件等の返還についての概要を、大蔵省理財局外債課において作成、提出することとした。

閉会 5.00 P.M.

裏面白紙

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

別表

第2回在外財産問題調査会提出資料

- 1 旧日本銀行券の整理に関する法律家要綱
 - 2 金融機関における在外資産、負債の処理について
 - 3 閉鎖機関に係る送金爲替等の処理について
 - 4 在外会社である金融機関の予金の支払について
 - 5 在外財産問題調査会第1回会議々事録
 - 6 同 提出
- 書類正誤表
- 7 ドイツにおける戦争損害及び通貨改革損害の補償について
 - 8 在外財産（個人）に関する調査表
 - 9 外地引揚調査表
 - 10 引揚者の本邦における就業状態及職業別人員表
 - 11 財外財産に関する請願、陳情調

普通紙
飛付簡

理財局 決裁文書

分類
保存

件名
在外財産問題調査会議事規則案について

受信者
発信者

文書記
号番号
標識・(至急) (保) 極秘

上記のことについて別紙のように
在外財産問題調査会に提出
してよろしいか伺います。
—です。

大臣 局長 主管課長 主管課 起案者
 政務次官 次長(部長) 総務課長 総務課
 事務次官 官房長 文書課
 合議部局

送付日付・受付
番号・返付日付

先方の文書記号番号	第 号	文書 種別	発送 供覧 (何)	部内通知	タイプ 印
先方の文書の日付	昭和 年 月 日	発送 種別	普通 便送	郵便 小包	部内通知 電話
起案	昭和 24 年 2 月 / 日	添付物又は 発行注意	直接交付		月 日
決裁					月 日

裏面白紙

73

0000 2104

大 蔵 省

在外財産問題調査会議事規則(案)

(会長)

第一條 会長は会議の日時及び場所を定める。

第二條 会長は会議の議長となり、議事を整理する。

第三條 会長に事故があるときは、会長の職務を行う

ため、会長代理を置く。会長代理は委員の互

選により定める。

(定員数)

第四條 調査会は、会長及び四人以上の委員の出席がな

ければ議決することができない。

2 議事は出席者の過半数をもって決する。可否

同数のときは会長の決するところによる。

裏
面
白
紙

大 蔵 省

(幹事)

第五條 調査会に左の五名の幹事を置く。

統

總理大臣官房審議室~~統~~括参事官

法制局次長

外務省アジア局長

大蔵省理財局長

引揚援護庁次長

2 幹事は会議に列席して発言することができる。

(発言)

第六條 発言しようとする者は、議長の許可を受けなけ

ればならない。

(意見徴取)

第七條 議長は、必要と認めるときは、関係各行政

裏
面
白
紙

大 蔵 省

村岡の職員その他適当とみとめる者を会議に

出席させて説明させ、又は意見を開陳させること

ができる。

(会議の経過及び結果の発表)

第八條 会議の経過及び結果は原則として発表しない

ものとするが、会長が必要と認める場合は会

長が行うことができる。

(議事録)

第九條 会議の議事録は、会議の都度作成し、次回

にその要旨を配布する。

(雑則)

第十條 この規則に規定していない事項でその他調

査会に必要な事項は、会長がこれを定める。

裏
面
白
紙

参考

(参考)

在外財産問題調査会設置要領

昭和二十一年十一月十三日
内閣府令第三十三号

賠償問題処理の具体化に伴い、終戦以来未解決のままに
残されてきた在外財産問題もこのさい最終的に処理して民
心を安定させる必要があるので、在外財産の喪失者に対す
る補償又は救済措置の必要の有無、その程度等在外財産問
題の処理に関する基本的事項を審議する目的をもつて、差
し当り左記要領により在外財産問題調査会を設置するもの
とする。

なお、問題の重要性に鑑み、本調査会は可及的すみやかに、
所要の法的措置を講じ在外財産問題審議会(仮称)に
改めるものとする。

記

- 1 在外財産問題調査会(以下「調査会」という)は、内閣に設け、その庶務は、大蔵省において処理するものとする。
- 2 調査会は、法令に基く機関ではなく、閣議決定に基く事実上の機関とする。
- 3 調査会は、必要に応じて、所要の事項を調査するため専門調査員を委嘱し又は参考人の意見を徴することができるものとする。

79

- 4 調査会の委員の数は9名以内とし、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が委嘱するものとする。
- 5 調査会の会長は、委員の互選により定めるものとする。
- 6 調査会には、若干名の幹事を置き、幹事は関係行政機関（内閣総理大臣官房、法制局、外務省、大蔵省、引揚振興庁等）の職員のうちから選ぶものとする。

理財局決裁文書

分類 6010
保存

9

件名 總理府設置法の一部を改正する法律案について			
受領者 總理大臣官房審議室總務課長 久田富治		発信者 理財局長 阪田余二	
文書記号番号 理財第25180号		標識 至急 (有) 機密	
上記のことについて別紙により、 よって總理府に依頼 してよろしいか伺います。			
大臣	局長	主管課長	主管課
事務次官	次長・部長	総務課長	総務課
事務次官	官房長	文書課長	文書課
合議部局			
先方の文書記号番号		文書記号番号	文書記号番号
先方の文書の日付		文書の日付	文書の日付
起案・昭和		発送	送達
決裁		添付物又は 施行注意	

251
201
外借課
田部
了了
11
12.16
839

起案者
福見
元
165
櫻谷
受付日付・受付
番号・送付日付
12.16
4473
12.16
839

裏面白紙

78

0000 2110

案)

理 秘 方 号

總理大臣府審議室 總括事務官

昭和 年 月 日

久 田 富 昭 氏

理 財 局 長

總理府設置法の一部を改正する法律案について

昭和28年11月13日の閣議決定に基づき内閣に設置された在外財産

問題調査会の法制化については、引き続き内閣附属の審議機関として

存置したいと思っております。別紙「總理府設置法の一部を改正する

その法制化の法律案

法律案」をご参考までと送付いたしますから、よろしくお取り計らい

願います。

裏
面
白
紙

極秘

總理府設置法の一部を改正する法律案
總理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。
第十五条第一項の表中

大 蔵 省

離島振興対策審議会	離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。
在外財産問題審議会	内閣總理大臣の諮問に依りて在外財産問題に関する基本問題その他の重要事項を調査審議すること。

改める。
この法律は、公布の日から施行する。

裏面白紙

80

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

昭和28年12月18日

総理大臣官房審議室総括参事官

久田 高 治 殿

大蔵省理財局長 阪田 泰二

総理府設置法の一部を改正する法律案について

昭和28年11月13日の閣議決定に基き内閣に設置された
在外財産問題調査会の法制化について、引き継ぎ内閣附属の
審議機関として存置したいと思っておりますので、別紙「総理府設置
法の一部を改正する法律案」をご参考までに送付いたしますが
ら、その法制化につき貴庁においてよろしくお取り計らい願ひ
ます。

81

裏
面
白
紙

理財局決裁文書

分類 保存 10

件名 (審議) 在外財産問題調査 設置に伴う総理府設置法の別部改正につき

受信者 発信者

文書記号番号 標識 至急 郵便

上記のことについて別紙のように法制局の審査を了し法手続を
進めつつある旨総理府の連絡のありまは、この資料裏に供

大臣	局長	主管課長	主管課	起案者	
			外債課		在外財産 (電話) 165
政務次官	次長・部長	総務課長	総務課		受付日付・交付番号・返付日付
事務次官	官房長	文書課長			受付 1.21 部 34500
台源部局					受付 2.6 部 77
					受付 1.26 部 32 部 1.27
					受付 1.28 部 34500

先方の文書記号番号	第 号	文書・発送 郵便 部内通知	タイプ 印
先方の文書の日付	昭和 年 月 日	発送 普通 通 留 電話 種別 便送 小包 部内通知	照合 印
起案	昭和 29 年 1 月 20 日	添付物又は 履行注意	発送 印
決裁	29. 2. 11		月 日 月 日

裏面白紙

57
 総理府設置法の一部を改正する法律案
 総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のよ
 うに改正する。

第十五条第一項の表中

離島振興対 策審議会	離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の規定により その権限に属せしめられた事項を行うこと。
離島振興対 策審議会	離島振興法（昭和二十八年法 律第七十二号）の規定により その権限に属せしめられた事 項を行うこと。

離島振興対 策審議会	離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の規定により その権限に属せしめられた事項を行うこと。
在外財産問 題審議会	内閣総理大臣の諮問に依りて在外財産に関する基本問題を 他の重要事項を調査審議すること。

改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

裏面白紙

裏面白紙

理由

内閣総理大臣の諮問に依り在外財産問題に関する重要事項を調査
審議せしめるため総理府に在外財産問題審議会を置く必要がある。
これがこの法律案を提出する理由である。

総理府設置法（抄）

（昭和二十四年法律第二百二十七号）

（その他の附属機関）

第十五条 左の表の上欄に掲げる機関は、総理府の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
恩給審査会 （中略）	恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定に基き恩給に関する事項を審査すること。
離島振興対策審議会	離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

2 前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（法律に基く命令を含む。）に別段の規定がある場合を除く外、政令で定める。

在外財産問題調査会設置要領（案）

昭和二十八年十一月十三日
閣議決定

賠償問題処理の具体化に伴い、終戦以来未解決のままに残されてきた在外財産問題もこのさい最終的に処理して民心を安定させる必要があるので、在外財産の喪失者に対する補償又は救済措置の必要の有無、その程度等在外財産問題の処理に関する基本的事項を審議する目的をもつて、差し当り左記要領により在外財産問題調査会を設置するものとする。

なお、問題の重要性に鑑み、本調査会は可及的すみやかに、所要の法的措置を講じ在外財産問題審議会（仮称）に改めるものとする。

記

一 在外財産問題調査会（以下「調査会」という）は、内閣に設け、その庶務は、大蔵省において処理するものとする。

二 調査会は、法令に基く機関ではなく、閣議決定に基く事実上の

機関とする。

三 調査会は、必要に依じて、所要の事項を調査するため専門調査員を委嘱し又は参考人の意見を徴することができるものとする。

四 調査会の委員の数は九名以内とし、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が委嘱するものとする。

五 調査会の会長は、委員の互選により定めるものとする。

六 調査会には、若干名の幹事を置き、幹事は関係行政機関（内閣総理大臣官房、法制局、外務省、大蔵省、引揚援護庁等）の職員のうちから選ぶものとする。

承認
部付欄

理取局 決裁文書

分類
保存

11

F1

件名 在外財産問題審議会の 委員及び幹事の任命について			
受信者 内閣総理大臣 吉田 茂		発信者 大蔵大臣 小笠原三九郎	
文書記 外番号 蔵理第9951号		標識・至急 秘 (秘)	
上記のことについて別紙のように 依 頼 してよろしいか伺います。 ヒマナ			
大臣	局長	主管課長	主管課
政務次官		次長・部長	総務課長
事務次官		官房長	文書課長
合議部副		秘書課長	
外債課 (電話) 194			
受付日 番号・返付		6.21	
先方の文書 記号番号		文書 種別 (發送) 供覧 向 部内通知	
先方の文書 の日付		昭和 年 月 日	
起 案		昭和29年 6月16日	
決 裁		29.6.21 直接交付	
タイプ		印	
月 日		6月 21日	
昭和		印	
月 日		6月 21日	
発送		印	
6.21		日	
完結		印	
6月 21日		日	

裏
面
白
紙

87

0000 2119

大 蔵 省

内閣総理大臣 寺 野 茂 殿

大 蔵 大臣 小 笠 原 三 九 郎

在外財産問題審議会の委員及び幹事
の任命について

総領附設置法の一部を改正する法律(昭和29年
7月1日法律第142号)に基づき、在外財産問題審議会の委員

とするに付、このほかに委員及び幹事として
就任するに付、下記4氏の内務を併せて、

昭和29年7月1日付でしるべく任命の手續を取り
新らわす。

なお、在外財産問題審議会は、昨年11月13日の
閣議決定により改組され、在外財産問題調査会

の所掌事務を承継するものであり、審議会の委員

裏
面
白
紙

大 蔵 省

その幹事は、調査会の委員及び幹事の手で
ある。

又、幹事の任命については、その所属官庁の了解
を事前に取り付けるとお取り計らひ願ふ。

裏
面
白
紙

大 蔵 省

記

委員

大野 龍太 (神崎製紙取締役会長)

小汀 利得 (日本経済新聞社顧問, 国家公安委員)

中村 建城 (日本興業銀行理事)

法華津 孝太 (極洋捕鯨副社長)

松島 鹿夫 (引揚打策審議会委員)

宮崎 太一 (無職)

宮沢 俊義 (東大教授, 学士院会員)

柳井 恒夫 (弁護士)

我妻 栄 (東大教授, 学士院会員)

裏
面
白
紙

大 蔵 省

幹事

總理府總理大臣官邸書記室長松本重雄

田 上 辰 雄

内閣法制局次長

林 修 三

外務省下江了局長

中 川 高 次

大正省理財局長

飯 田 恭 二

厚生省引揚撥護局長

田 辺 繁 男

裏
面
白
紙

総理府設置法の一部を改正する法律（案）

総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中第二十号を第二十一号とし、第十四号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 世論の調査に関すること。

第六条第三項中「第十六号から第十九号まで」を「第十七号から第二十号まで」に改める。

第十条中「国立世論調査所」を削る。

第十四条を削り、第十四条の二を第十四条とし、同条第一項中「北緯二十九度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む。）」を「琉球諸島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）」に改める。



第十五条第一項の表中

離島振興対策審議会	離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。
-----------	--

離島振興対策審議会	離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。
在外財産問題審議会	内閣総理大臣の諮問に応じて在外財産に関する基本問題その他在外財産に関する重要事項を調査審議すること。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

- 2 国立世論調査所設置法（昭和二十四年法律第百二十八号）は、廃止する。但し、この法律施行の際、現に国立世論調査所に置かれる職員である者は、別に命令を発せられない限り、同一の勤務条件をもつて、改正後の総理府設置法に基き世論の調査に関する事務をつかさどる部局の職員となるものとする。
- 3 南方連絡事務局設置法（昭和二十七年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。
 - 第一条第一号を次のように改める。
 - 一 硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）
- 4 引揚同胞対策審議会設置法（昭和二十三年法律第二百十二号）の一部を次のように改正する。
 - 第一条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とする。

理由

国立世論調査所を廃止して、世論の調査に関する事務を内閣総理大臣官房の所掌とし、及び在外財産問題に関する重要事項を調査審議させるため、総理府の附屬機関として、在外財産問題審議会を置くこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

在外財産問題審議会令

内閣は、総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）第十五条第二項の規定に基き、この政令を制定する。

（所掌事務）

第一条 在外財産問題審議会（以下「審議会」という。）は、内閣総理大臣の諮問に依りて、在外財産に関する基本問題その他の在外財産に関する重要事項を調査審議する。

（組織）

- 1 第二条 審議会は、委員九人以内で組織する。
- 2 第三条 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門調査員を置くことができる。
- 3 第四条 審議会に、幹事五人以内を置く。

（会長の職務）

第三条 委員の互選により定められた者は、会長として会務を総理

する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員、専門調査員及び幹事)

第四条 委員及び専門調査員は、第一条に規定する事項に関し学識経験がある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期は、一年とし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 専門調査員は、当該専門事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

4 幹事は、関係各行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

5 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

6 委員、専門調査員及び幹事は、非常勤とする。

(庶務)

第五条 審議会の庶務は、大蔵省理財局において処理する。

(雑則)

第六条 前各条に定めるものを除く外、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

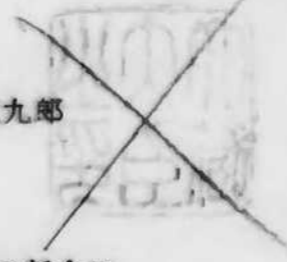
この政令は、公布の日から施行する。

大 蔵 省

昭和29年6月21日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

大蔵大臣 小笠原三九郎



在外財産問題審議会の委員及び幹事の任命について

總理府設置法の一部を改正する法律(昭和29年7月1日公布施行の予定)に基き、在外財産問題審議会が設置されることとなつたが、このほどその委員及び幹事として就任することにつき下記14氏の内諾を得たので、昭和29年7月1日付でしかるべく任命の手續を取り計らわれたい。

なお、在外財産問題審議会は、昨年11月13日の閣議決定により設けられた在外財産問題調査会の所掌事務を承継するものであり、審議会の委員及び幹事は、調査会の委員及び幹事のままである。

又幹事の任命については、その所属官庁の了解を事前に取り付けるようお取り計らい願いたい。

裏
面
白
紙

97

0000 2129

大 蔵 省

配

委 員

- 大 野 龍 太 (神崎製紙取締役会長)
小 汀 利 得 (日本経済新聞社顧問、国家公安委員)
中 村 建 城 (日本開発銀行理事)
法華津 孝 太 (極洋捕鯨副社長)
松 島 鹿 夫 (引揚対策座談会委員)
宮 崎 太 一 (無職)
宮 沢 俊 義 (東大教授、学士院会員)
柳 井 恒 夫 (弁護士)
我 妻 榮 (東大教授、学士院会員)

裏
面
白
紙

大 蔵 省

幹 事

總理府總理大臣官房事務官

田 上 辰 雄

内閣法制局次長

林 修 三

外務省アジア局長

中 川 勲

大蔵省理財局長

阪 田 泰 二

厚生省引揚援護局長

田 辺 繁 男

99

裏
面
白
紙

大 蔵 省

昭和29年6月21日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

大蔵大臣 小笠原三九郎

在外財産問題審議会の委員及び幹事の任命に
ついて

総理府設置法の一部を改正する法律(昭和29年7月1日公布施行の予定)に基き、在外財産問題審議会が設置されることとなつたが、このほどその委員及び幹事として就任することにつき下記14氏の内諾を得たので、昭和29年7月1日付でしかるべく任命の手續を取り計らわれたい。

なお、在外財産問題審議会は、昨年11月13日の閣議決定により設けられた在外財産問題調査会の所掌事務を承継するものであり、審議会の委員及び幹事は、調査会の委員及び幹事のままである。

又幹事の任命については、その所属官庁の了解を事前に取り付けるようお取り計らい願いたい。

100

裏
面
白
紙

大 蔵 省

昭和29年6月21日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

大蔵大臣 小笠原三九郎

在外財産問題審議会の委員及び幹事の任命に
ついて

総理府設置法の一部を改正する法律（昭和29年7月1日公布施行の予定）に基き、在外財産問題審議会が設置されることとなつたが、このほどその委員及び幹事として就任することにつき下記14氏の内諾を得たので、昭和29年7月1日付でしかるべく任命の手續を取り計らわれたい。

なお、在外財産問題審議会は、昨年11月13日の閣議決定により設けられた在外財産問題調査会の所掌事務を承継するものであり、審議会の委員及び幹事は、調査会の委員及び幹事のままである。

又幹事の任命については、その所属官庁の了解を事前に取り付けるようお願いしたい。

101

裏
面
白
紙

大 蔵 省

記

委 員

- 大 野 龍 太 (神崎製紙取締役会長)
小 汀 利 得 (日本経済新聞社顧問、国家公安委員)
中 村 建 城 (日本開発銀行理事)
法 華 孝 太 (極洋補給副社長)
松 島 鷹 夫 (引揚対策準備会委員)
宮 崎 大 一 (無職)
宮 沢 俊 義 (東大教授、学士院会員)
柳 井 恒 夫 (弁護士)
我 妻 榮 (東大教授、学士院会員)

大 蔵 省

配

委 員

- 大 野 龍 太 (神崎製紙取締役会長)
小 汀 利 得 (日本経済新聞社顧問、国家公安委員)
中 村 建 城 (日本開発銀行理事)
法華津 孝 太 (福洋捕鯨副社長)
松 島 晴 夫 (引揚対策審議会委員)
宮 崎 太 一 (無職)
宮 沢 俊 義 (東大教授、学士院会員)
柳 井 恒 夫 (弁護士)
我 妻 榮 (東大教授、学士院会員)

103

裏
面
白
紙

大 蔵 省

幹 事

總理府總理大臣官房審議官總務課長

田 上 辰 雄

内閣法制局次長

林 修 三

外務省アジア局長

中 川 融

大蔵省理財局長

阪 田 泰 二

厚生省引揚援護局長

田 辺 繁 男

104

裏
面
白
紙

11
大 蔵 省

幹 事

總理府總理大臣官房掌櫃字總括參事官

田 上 辰 雄

内閣法制局次長

林 條 三

外務省アジア局長

中 川 勲

大蔵省理財局長

阪 田 泰 二

厚生省引揚授養局長

田 辺 繁 男

裏
面
白
紙

理野向 決裁文書

分類
係 (Council)

12

件名 在外財産内題審議会議事規則案1-7112	
受信者	発信者
文書記 号番号	標題・至急 宛 種別
上記のことについて別紙 ^に 上 ^り 牙11回審議会に提案 してよろしいか伺います。	
大臣 局長 主査課長 主査課	起案者 外伝課
政務次官 次長・部長 総務課長 総務課	交付日付・交付 番号・返付日付
事務官 文書課	6.18 57399
台頭部	6.23 6.23
先方の文書 記号番号	文書 種別 発送 供覧 何 部内通知
先方の文 書の日付	発送 普通 迅速 留置 電話 種別 使込 小包 部内通知
起 案・昭和29年6月18日	添付物又は 施行注意
決 裁・29.6.23	

裏
面
白
紙

106

大 蔵 省

総理府設置法の一部を改正する法律
(昭和29年7月1日公布予定)により、在外野
党内監査委員会が設置されるに付、
その第1回の会議が来る7月1日に同法
による予定であるが、在外野党内監査委員会
(昭和29年7月1日公布予定)第6条に基き
議事の手続及び監査委員の選任に關し
必要の手続を定める必要があること、
議事規則
別紙案を第11回会議に提案するに付
致すこと。なお、本案は在外野党内監
査委員会規則の内容と変化はなし。

裏
面
白
紙

stencil

在外財産問題審議会議事規則案

在外財産問題審議会令（昭和二十九年政令第 号）第六条の規
定により、在外財産問題審議会の議事規則を次のとおり定める。

（会議）

第一条 在外財産問題審議会（以下「審議会」という。）の会議は、
会長が必要に応じてその日時及び場所を定めて、招集するものと
する。

● 会長は会議の議長となり、その議事を整理する。

（定足数）

第二条 審議会は、過半数以上の委員の出席がなければ議決するこ
とができない。

● 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の
決するところによる。

（発再）

第三条 審議会の会議において発再しようとする者は、議長の許可
をうけなければならない。

裏
面
白
紙

専門調査員及び幹事は、審議会の会議に列席して発言することができる。

(意見徴収)

第四条 会長は、必要と認めるときは、関係各行政機関の職員その他適當と認める者を会議に出席させて説明させ、又は意見を開陳させることができる。

(会議の経過及び結果の発表)

第五条 会議の経過及び結果は、原則として発表しないものとするが、会長が必要と認めるときは、会長が行うことができる。

(議事録)

第六条 会議の議事録は、会議の都度作成し、遅滞なく、その趣旨を委員及び幹事に配布するものとする。

前項の議事録は、非公開とする。但し、会長の許可があつた場合はこの限りでない。

(雑則)

第七条 前各条に定めるところを除く外、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の抜粋
 第十五条 左の表に掲げる機関は、総理府の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種 類	目 的
在外財産明題審議会	内閣総理大臣の諮問に応じて在外財産に関する基本問題その他在外財産に関する重要事項を調査審議すること。

2 前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（法律に基く命令を含む。）に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。

在外財産問題審議会令

内閣は、総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）第十五条第二項の規定に基き、この政令を制定する。

（所掌事務）

第一条 在外財産問題審議会（以下「審議会」という。）は、内閣総理大臣の諮問に応じて、在外財産に関する基本問題その他の在外財産に関する重要事項を調査審議する。

（組織）

第二条 審議会は、委員九人以内で組織する。

2 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門調査員を置くことができる。

3 審議会に、幹事五人以内を置く。

（会長の職務）

第三条 委員の互選により定められた者は、会長として会務を総理

する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員、専門調査員及び幹事)

第四条 委員及び専門調査員は、第一条に規定する事項に関し学識経験がある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期は、一年とし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 専門調査員は、当該専門事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

4 幹事は、関係各行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

5 幹事は、評議会の所掌事務について、委員を補佐する。

6 委員、専門調査員及び幹事は、非常勤とする。

(庶務)

第五条 評議会の庶務は、大蔵省理財局において処理する。

(雑則)

第六条 前各条に定めるものを除く外、議事の手続その他評議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

大 蔵 省

総理府設置法の一部を改正する法律

(別添一)

(昭和29年7月1日公布予定)の制定によ

り、総理府の附属機関として在外財産問題

審議会が設立されるが、この審議会は、昨

年11月に設立された在外財産問題調査会

の所掌事務及び構成員を実体的に承継

するものがある。従って、在外財産問題審

(別添二)

議会令(昭和29年7月1日公布予定)第1条に

(内閣)

定める総理大臣の諮問事項として、同調査会

に対する諮問事項と同一のものがあること

望ましく、次案により内閣総理大臣から

大 蔵 省

~~諮詢~~ ~~事務~~、~~総理府~~に連絡するにとした。い。

案

総理府甲第752号

昭和29年7月1日

在外財産問題審議会会長宛

内閣総理大臣

〇貴会に下記事項を諮詢可。〇

記

4. 在外財産問題の処理方針等

(説明)

〇本件については、閣議決定による在外

財産問題調査会において、昨年12月以来

調査審議を開始し、引揚着の折り返った

少し備わってある

裏面白紙

大 蔵 省

旧日銀券、未払送金高替及び在外予金の処理
並びに軍事郵便貯金等の処理についてその
意見の答申をとり、極めて大なる成果を挙げ
た。今日総理府設置法の一部改正に
（経理部に設置された委員会において）
より~~在外財産問題審議会~~が設けられ、前記
（所掌する）
調査会の審議事項を~~取り扱う~~にとりつけた
ので、該調査会に引き続き、在外財産問題の
処理方針如何をこの諮問事項について調査
審議するもの。

裏
面
白
紙

在外財産問題審議会令

内閣は、総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）第十五条第二項の規定に基き、この政令を制定する。

（所掌事務）

第一条 在外財産問題審議会（以下「審議会」という。）は、内閣総理大臣の諮問に応じて、在外財産に関する基本問題その他の在外財産に関する重要事項を調査審議する。

（組織）

第二条 審議会は、委員九人以内で組織する。

2 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門調査員を置くことができる。

3 審議会に、幹事五人以内を置く。

（会長の職務）

第三条 委員の互選により定められた者は、会長として会務を総理

する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員、専門調査員及び幹事)

第四条 委員及び専門調査員は、第一条に規定する事項に関し学識経験がある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期は、一年とし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 専門調査員は、当該専門事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

4 幹事は、関係各行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

5 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

6 委員、専門調査員及び幹事は、非常勤とする。

(庶務)

第五条 審議会の庶務は、大蔵省理財局において処理する。

(雑則)

第六条 前各条に定めるものを除く外、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

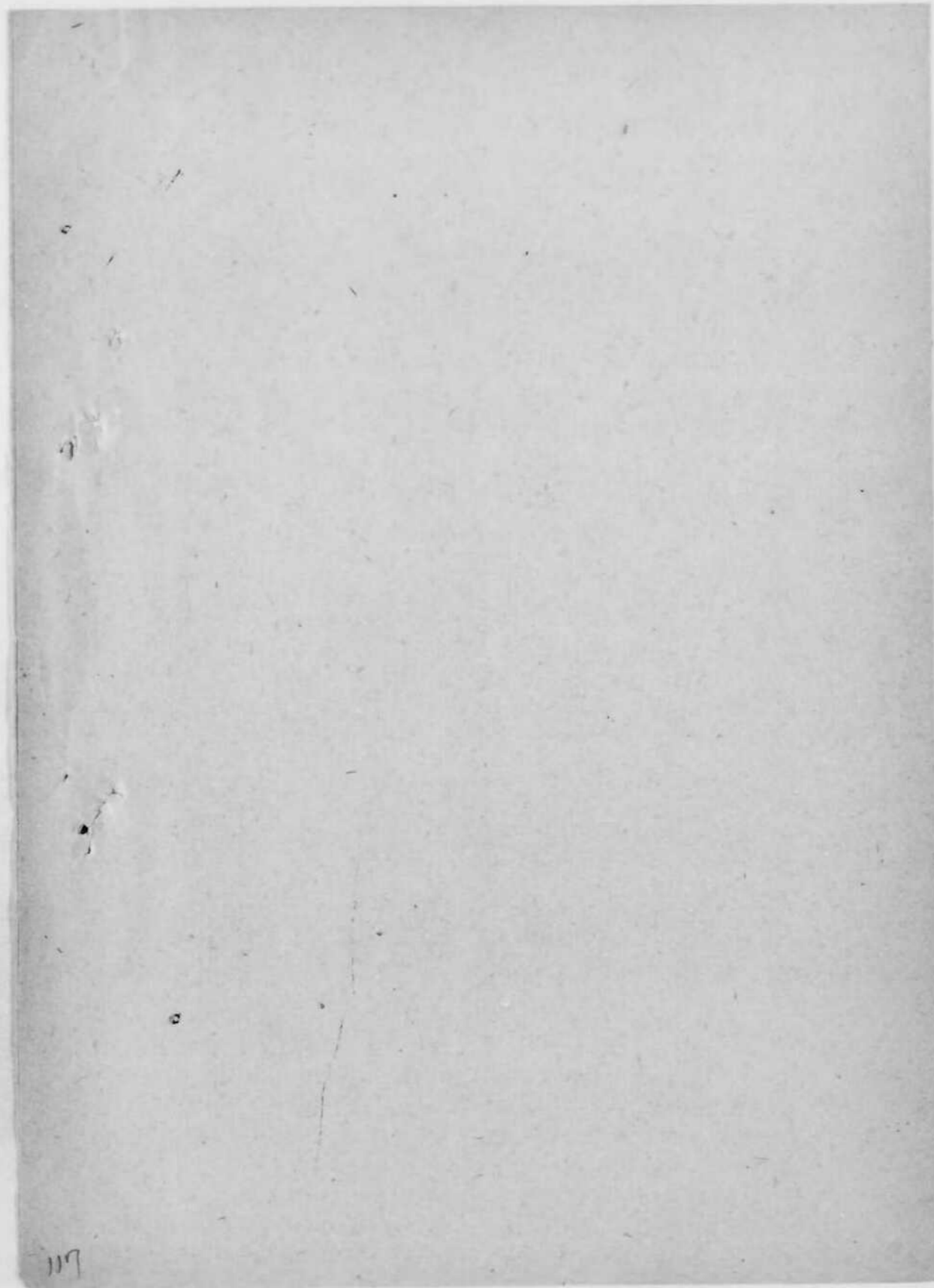
附 則

この政令は、公布の日から施行する。

総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の抜粋
 第十五条 左の表に掲げる機関は、総理府の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
在外財産問題審議会	内閣総理大臣の諮問に依じて在外財産に関する基本問題その他在外財産に関する重要事項を調査審議すること。

前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（法律に基く命令を含む。）に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。



117

0000 2152

裏面白紙

本件「印」をとる際は、

別に字の一新及び内務省令の一新を認めて

保存用を採るべきこととす。一 新設社納

総
理
府

日本標準規格 B 5 (十四行罫)

(新設社納)

120

2153

0000 2153

件名 在外財産問題協議会会長日本会長代理
決裁通知として

受信者 内閣総理大臣
発信者 在外財産問題協議会
大臣 大 蔵 大 臣
会長 大 野 元 太
標識・至急 縦 横 縦

文書記
号番号

上記のことについて別紙のように

通 知 してよろしいか伺います。
します。

大臣	局長	主管課長	主管課	起案者	松 主
政務次官	文長・部長	総務課長	総務課	(電話) 194	係
事務次官	官房長	文書課長	文書課	受付日付・受付 番号・返付日付	3/6/50
合議部屋					

先方の文書 記号番号	第 分	文書 種別	決定	供覧 何	部内通知	タイプ 月 日	印
先方の文 書の日付	昭和 年 月 日	発送 種別	普通 便送	添封 小包	電話 部内通知	照合 月 日	印
起 案	昭和 29年 7月 3日	添付物又は 施行注意				発送 月 日	印
決 裁						完結 月 日	印

裏
面
白
紙

Typ 37

大 蔵 省

~~事~~ 事

~~在~~ 在
裁 裁
才 才

29 7月 8日

内閣総理大臣 吉田茂 殿

在外財産問題審議会
~~大臣大臣~~ 小笠原三九郎
会長 大野 堯 太

総理府設置法の一部を改正する法律(昭和29自
7月1日法律第201号)に基づき、総理府に設置され

在外財産問題審議会の会長及び会長代理は、
7月1日に開催されたい内閣在外財産問題審議

会において、在外財産問題審議会令(昭和29自
7月1日政令第186号)才3條の規定より、委員

の互選及び会長の指名の結果、下記の通り決定した
のでお知らせする。

記
在外財産問題審議会 会長 大野 堯 太
全 会長代理 松本 隆 夫

裏
面
白
紙

在外財産問題審議会令 二九ノ二ノ一ノ八ノ一ノ一

内閣は、総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）第十五条第二項の規定に基き、この政令を制定する。

（所掌事務）

第一条 在外財産問題審議会（以下「審議会」という。）は、内閣総理大臣の諮問に應じて、在外財産に関する基本問題その他の在外財産に関する重要事項を調査審議する。

（組織）

第二条 審議会は、委員九人以内で組織する。

2 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門調査員を置くことができる。

3 審議会に、幹事五人以内を置く。

（会長の職務）

第三条 委員の百選により定められた者は、会長として会務を総理

總理府設置法の一部を改正する法律
總理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のよう
に改正する。

（昭和二十七年七月一日法律第百二十七号）

第六条第一項中第二十号を第二十一号とし、第十四号から第十九号
までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。
十四 世論の調査に関すること。
第六条第三項中「第十六号から第十九号まで」を「第十七号から第
二十号まで」に改める。

第十条中「国立世論調査所」を削る。
第十四条を削り、第十四条の二を第十四条とし、同条第一項中「北
緯二十九度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む。）」を「硫
黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を
含む。）」に改める。

第十五条第一項の表中

離島振興対策審議会

離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

離島振興対策審議会	離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。
在外財産問題審議会	内閣総理大臣の諮問に応じて在外財産に関する基本問題その他在外財産に関する重要事項を調査審議すること。

改める。

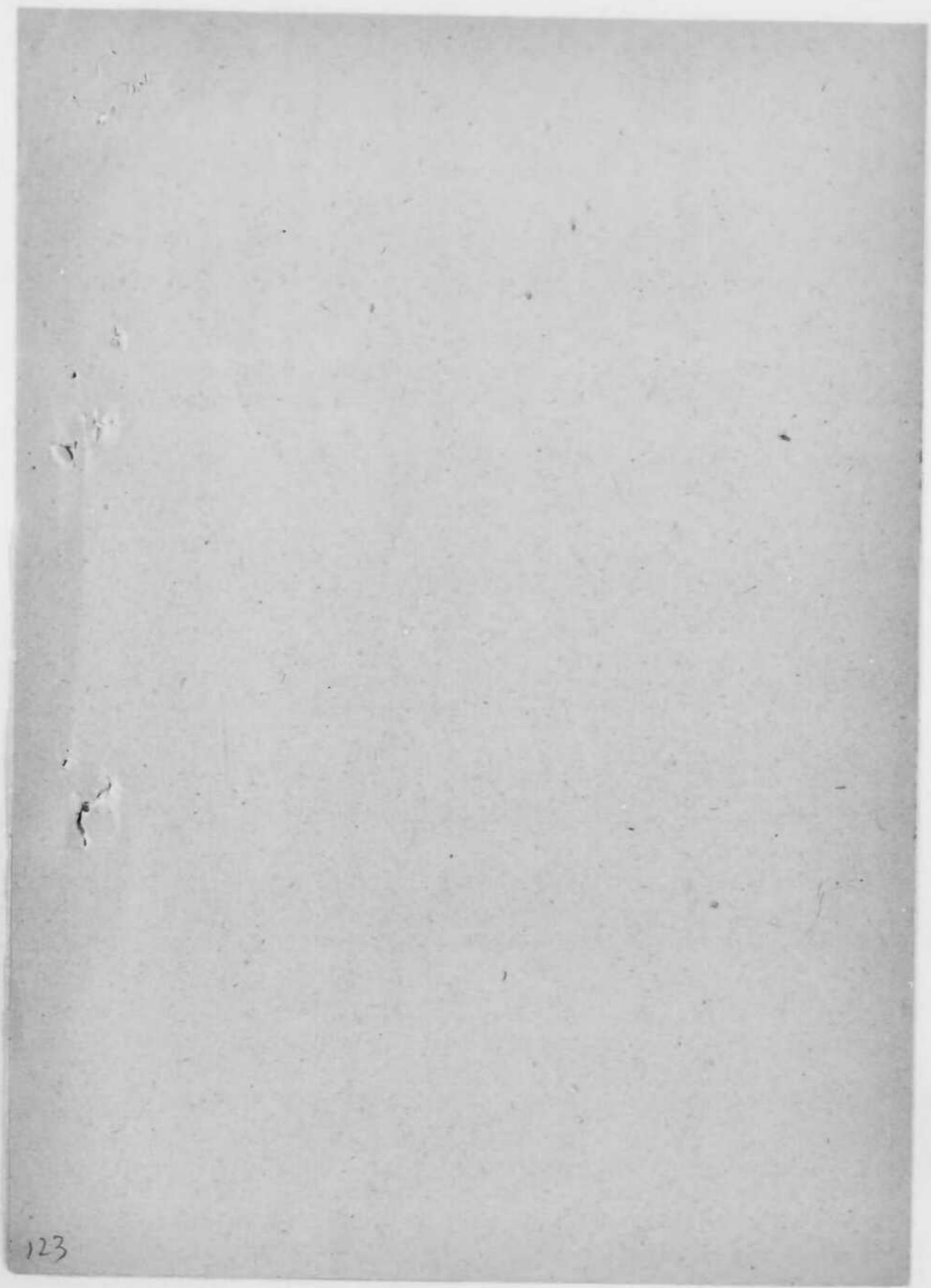
附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

- 2 国立世論調査所設置法（昭和二十四年法律第二百二十八号）は、廃止する。但し、この法律施行の際、現に国立世論調査所に置かれる職員である者は、別に辞令を發せられない限り、同一の勤務条件をもつて、改正後の総理府設置法に基き世論の調査に関する事務をつかさどる部局の職員となるものとする。
- 3 南方連絡事務局設置法（昭和二十七年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。
 - 第一条第一号を次のように改める。
 - 一 硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）
- 4 引揚同胞対策審議会設置法（昭和二十三年法律第二百十二号）の一部を次のように改正する。
 - 第一条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とする。

理由

国立世論調査所を廃止して、世論の調査に関する事務を内閣総理大臣官房の所掌とし、及び在外財産問題に関する重要事項を調査審議させるため、総理府の附属機関として、在外財産問題審議会を置くこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



123

0000 2160

大 蔵 省

昭和29年7月8日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

在外財産問題審議会
会長 大野 竜太

在外財産問題審議会会長及び会長代理決定
の通知について

総理府設置法の一部を改正する法律(昭和29年7月1日法律第201号)に基き、総理府に設置された在外財産問題審議会の会長及び会長代理は、7月1日に開催された第1回在外財産問題審議会において、在外財産問題審議会令(昭和29年7月1日政令第186号)第3条の規定により、委員の互選及び会長の指名の結果、下記の通り決定したのでお知らせする。

記

在外財産問題審議会会長 大野 竜太
全 会長代理 松島 鹿夫

裏
面
白
紙

理財局 決裁文書

分類
保存

F1

件名 在外取置問題審議会の御文書 の任命について			
受信者 内閣総理大臣		発信者 大臣 蔵大臣	
文書記 分番号 蔵理第18651号		標識・至急 秘 極秘	
上記のことについて別紙のように 依 頼 してよろしいか伺います。 します。			
大臣	局長 从	主管課長	注記課 起案者 松土
		外債課	
政務次官	次長・部長	総務課長	事務課 受付日付・受付 番号・返付日付
事務次官	官房長	文書課長	文書課
合衆郵局	石田	私書課	印
先方の文書 記分番号	第 号	文書 種別 発送 供覧 何 部内通知	タイプ 印 月 日
先方の文 書の日付	昭和 年 月 日	発送 普通 速達 留置 電話 種別 使送 小包 部内通知	照合 印 月 日
起 案・昭和 9年 11月 27日		添付物又は 施行注意	発送 印 1129日
決 裁・ 29.11.29		直接交付	完結 印 月 日

裏
面
白
紙

129

0000 2182

大 蔵 省

①内務総務大臣 志 可 茂 殿

大蔵大臣 小笠原 三九郎

在外戦産問題審議会の補欠委員
の任命について

昭和29年10月3日死亡された在外戦産
問題審議会委員故 高崎 太一氏の補欠の

委員として、下記大塚 康治氏を、昭和29年
12月1日付で任命されることと取り

申しこられたこと。

記

大塚 康治 (全国市町会事務局長)

裏
面
白
紙

一三二	一〇、三三	兼任内務事務官	計画局勤務ヲ命ス	内閣
一三三	二、三二	兼任鉄道省事務官		内閣
一〇、七			地方局事務ヲ命ス	内務省
一四七、四			満洲国北支那中支那及朝鮮へ出張ヲ命ス	内閣
一六一、八		任和歌山縣書記官	補警官兼本部長	内務省
一七七、七		任内務省監査官		内閣
一八七、一			地方局勤務ヲ命ス	内務省
七、三二			政府貸付金処理委員会幹事被仰付	内閣
七、二七			究附金審査委員会幹事被仰付	内閣
八、五			外債債処理委員会幹事被仰付	内閣
八、一八			廠産官理委員会幹事被仰付	内閣
			地方分組六税委員会幹事被仰付	内閣

一八八、三〇	一〇、三		交通事業調整委員会幹事被仰付	内閣
一九六、六	二、四		樺太開港調査会幹事被仰付	内閣
二一、二五	二、二五	任青木林縣知事	地方賦税制調査委員会幹事被仰付	内務省
二二、三一	二、三一	任引場援護院次長	中小商工業、融資補償審査会幹事被仰付	内閣
二二、三一	二、三一	引場援護庁次長に任令命す		内閣
二七、二〇	七、二〇		中央開拓委員会臨時委員会を命す	農林省
二四、四一	四、一		十四被一号俸を給す	厚生省
二七、二三	七、二三	願に依り本官を免す		引場援護庁
二五、一	一	任総理府事務官		内閣
二七、三	三	願に依り本官を免す	地方行政調査委員会議事務局長を命す	内閣
四		任東京市政調査会審事員		内閣
一一		任地方制度調査会委員		内閣

総理府設置法の一部を改正する法律

(昭和二十九年七月一日法律第二〇一号)

総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中第二十号を第二十一号とし、第十四号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 世論の調査に関すること。

第六条第三項中「第十六号から第十九号まで」を「第十七号から第二十号まで」に改める。

第十条中「国立世論調査所」を削る。

第十四条を削り、第十四条の二を第十四条とし、同条第一項中「北緯二十九度以南の南西諸島(琉球諸島及び大東諸島を含む。)」を「北緯二十九度以南の南西諸島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む。)」に改める。



第十五条第一項の表中

離島振興対策審議会	離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。
-----------	--

離島振興対策審議会	離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。
在外財産問題審議会	内閣総理大臣の諮問に応じて在外財産に関する基本問題その他在外財産に関する重要事項を調査審議すること。

改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

- 2 国立世論調査所設置法（昭和二十四年法律第二百二十八号）は、廃止する。但し、この法律施行の際、現に国立世論調査所に置かれる職員である者は、別に辞令を発せられぬ限り、同一の勤務条件をもつて、改正後の総理府設置法に基き世論の調査に関する事務をつかさどる部局の職員となるものとする。
- 3 南方連絡事務局設置法（昭和二十七年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。
 第一条第一号を次のように改める。
 一 硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）
- 4 引揚同胞対策審議会設置法（昭和二十三年法律第二百十二号）の一部を次のように改正する。
 第一条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とする。

在外財産問題審議会令

(昭和二十四年七月一日政令第八十七号)

内閣は、総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)第十五条第二項の規定に基き、この政令を制定する。

(所掌事務)

第一条 在外財産問題審議会(以下「審議会」という。一は、内閣総理大臣の諮問に依じて、在外財産に関する基本問題その他在外財産に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第二条 審議会は、委員九人以内で組織する。

2 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門調査員を置くことができる。

3 審議会に、幹事五人以内を置く。

(会長の職務)

第三条 委員の互選により定められた者は、会長として会務を総理

する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員、専門調査員及び幹事)

第四条 委員及び専門調査員は、第一条に規定する事項に關し学識経験がある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期は、一年とし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 専門調査員は、当該専門事項に關する調査を終了したときは、解任されるものとする。

4 幹事は、關係各行政機關の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

5 幹事は、非議会の所掌事務について、委員を補佐する。

6 委員、専門調査員及び幹事は、非常勤とする。

(庶務)

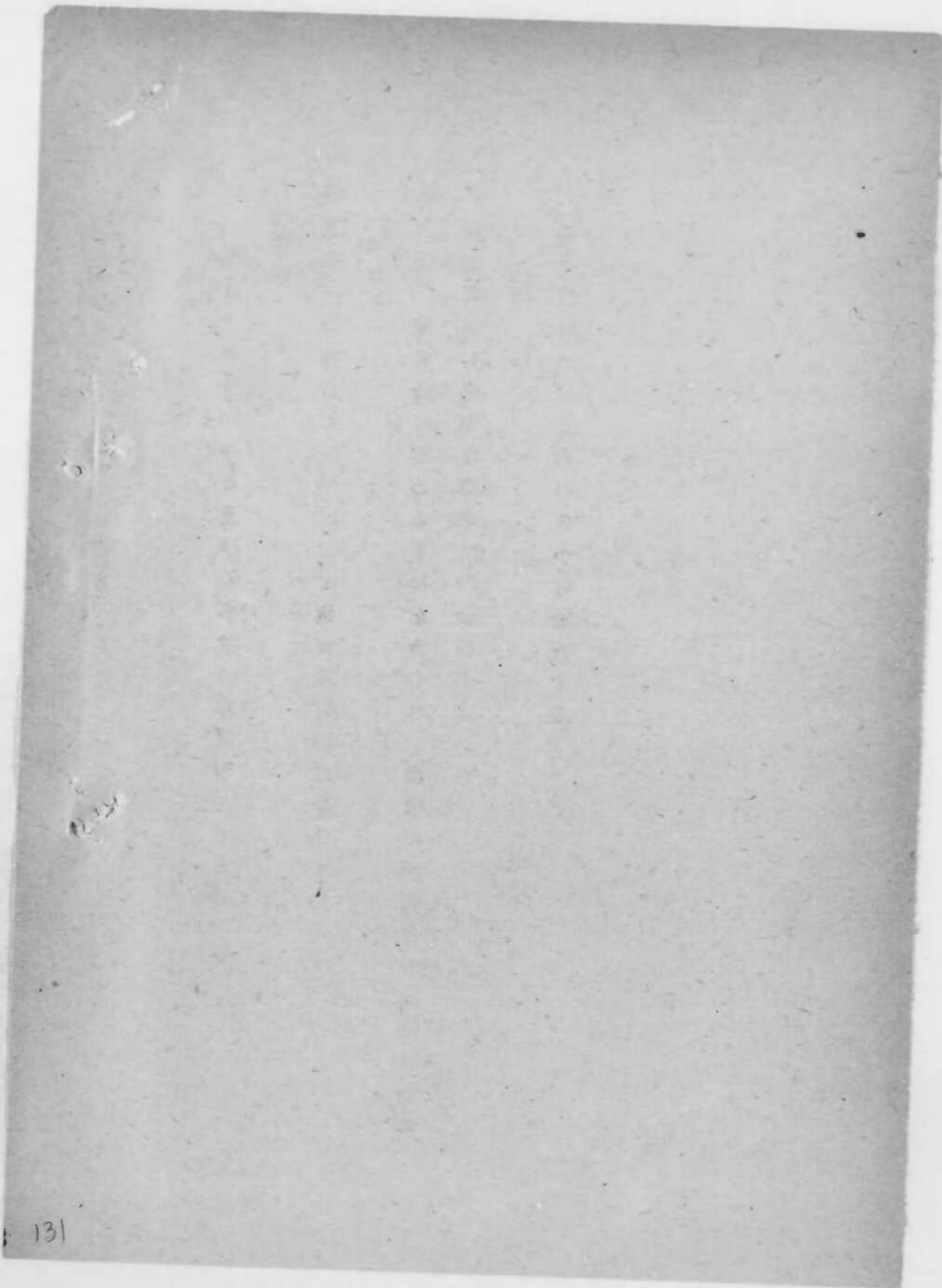
第五条 審議会の庶務は、大蔵省理財局において処理する。

(雑則)

第六条 前各条に定めるものを除く外、議事の手続その他審議会の運営に關し必要な事項は、会長が定める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。



131

0000 2171



大類首

137

裏面白紙

0000 2172

大 蔵 省

昭和29年11月29日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

大蔵大臣 小笠原三九郎

在外財産問題審議会の補欠委員の任命について

昭和29年10月3日死亡せられた在外財産問題審議会
委員故宮崎太一氏の補欠の委員として、下記大野連治氏を、
昭和29年12月1日付で任命されるようしかるべくの取り
計らい願いたい。

記

大 野 連 治 (全国市町会事務局長)

裏
面
白
紙

理財局 決裁文書

分類 488
保存

16

F1

件名 在外財産問題審議会幹事の任命について			
受信者 内閣総理大臣		発信者 大蔵大臣	
文書記号番号 蔵理第6550号		標識 至急 秘 郵便	
上記のことについて別紙のように			
依 頼			
大臣	局長	主管課長	主管課
			外債課
総務次官	次長、部長	総務課長	総務課
事務次官	官房長	文書課長	文書課
合議部副			
泉			
先方の文書記号番号		文書種類	供覧 何 部内通知
先方の文書の日付		発送 普通 高価 書留 電話	種類 小包 部内通知
起 案・昭和30年5月24日		添付物又は 施行注意	
決 限・30.5.27		直接交付	
		タイプ	印
		照合	印
		発送	5.31
		完結	印

受付日付・受付番号・返付日付
5.29
300/5

5.26
5.27

裏面白紙

139

大 蔵 省

(業)

昭和 年 月 日

内閣総理大臣 梅小一郎 様

大蔵大臣 一萬田 尚登

在外財産問題審議会幹事の任命について

前総理大臣官房審議室統括参事官 田上 辰雄

北海道庁
225 112 227

の後任として総理大臣官房審議室統括参事官 賀

屋正雄を昭和30年5月20日付をもって在外財産

問題審議会幹事に任命されるようよろしくお願い

計らい願いたい。

裏
面
白
紙

大 蔵 省

昭和30年5月27日

内閣総理大臣 鳩山 一郎 殿

大蔵大臣 一万田 尚 節^次

在外財産問題審議会幹事の任命について

前総理大臣官房審議室統括参事官田上辰雄の後任として
総理大臣官房審議室統括参事官賀屋正雄を昭和30年5月
20日付をもつて在外財産問題審議会幹事に任命されるよ
うよろしくお取り計らい願いたい。

添付欄

理財局 決裁文書

分類
保存

18

F1

件名 在外財産問題 審議会幹事の任命について			
受信者 内閣総理大臣		発信者 大蔵大臣	
文書記号番号 蔵理第9448号		標識 至急 秘 様紙	
上記のことについて別紙のように			
依 頼			
大臣	局長	主管課長	主査
政務次官	次長・部長	秘書長	総務課
事務次官	官房長	文書課長	文書課
合議部局			
		してよろしいか伺います。 起案者 (2) 在外財産係 (電話) 165 受付日付・受付番号・返付日付	
		3.25 文書課 8.3 庶務課 8.4 総務課 8.3	
先方の文書記号番号	第 号	文書種類	供覧 何 部内通知
先方の文書の日付	昭和 年 月 日	発送種類	普通 速達 書留 電信 小包 部内通知
起案	昭和30年 月 日	添付物又は 履行注意	タイプ 印 8月3日 照合 印 月 日 発送 印 8.月3日 完結 印 月 日
決裁	30.08.33		

142

裏面白紙

大 蔵 省

(業)

昭和30年 月 日

内閣総理大臣 へ

大蔵大臣 一萬田 尚登

在外財産問題審議会幹事の任命について

前大蔵省理財局長 阪田 泰二の後任として

大蔵省理財局長 河野 通一 を昭和30年8月

^(件) 2日をもって在外財産問題審議会幹事に任

命 ~~す~~ するようよろしくお願いしたい。

裏
面
白
紙

大 蔵 省

昭和30年8月3日

内閣総理大臣 鳩山 一郎 殿

大蔵大臣 一万田 尚登

在外財産問題審議会幹事の任命について

前大蔵省理財局長阪田幸二の後任として大蔵省理財局長
河野通一を昭和30年8月2日付をもって在外財産問題審
議会幹事に任命するようよろしくお取り計らい願いたい。

144

裏
面
白
紙

理財局外債課 決裁文書

分類 保存

急
急

件名 在外財産内題審議会令案の向議清議について

受信者 発信者

文書記号番号 標識 至急 秘 極秘

上記のことについて別紙の案により 向議清議 してよろしいか伺います。

大臣	局長	主管課長	主管課 外債課	秘書長	電話) 272
事務次官	次長・部長	総務課長	総務課		受付日付・受付番号・取付日付
事務次官	官房長	文書課長	文書課		5-26 第333号
合議部					3/1/23

(総理府内部の決裁は別途進行中)

先方の文書記号番号	部	文書種類	発送 供覧 同	部内通知	タイプ 印
先方の文書の日付	昭和 年 月 日	発送種類	普通 速達 留置 電話 便送 小包 部内通知		照合 印
起案	昭和29年5月26日	添付物又は施行指針			発送 印
決裁	昭. 5. 28	5月27日次官会議 提案			完結 印

145

裏面白紙

大 蔵 省

一、提案理由

総理府設置法の一部改正(別添)
総理府設置法の抜粋参照。今日会衆議院
可決、現在参議院提案中)により、新たに
総理府の附属機関として在外財産問題
審議会が設置されることになったので、
在外財産問題審議会令(制定)として、
(内閣総理大臣及び大蔵大臣の共同請願による政令)
その組織、所掌事務及び委員その他の
職員について規定する必要がある。

二、要旨

1. 所掌事務

内閣総理大臣の諮問に依り、在外財産

裏面白紙

大 蔵 省

に關する基本問題その他重要事項を

調査審議し、その意見を内閣総理大臣

に答申する。

2 組織

委員9人以内で組織し、専内の事項を

調査するため必要があるときは、専内

調査員を置くことができる。

3. 委員、専内調査員及び幹事

委員及び専内調査員は、学識経験ある

者のうちから内閣総理大臣が任命し、

委員の任期は1年とする。幹事は、内閣

各行政機関の職員のうちから、内閣総理

大 蔵 省

大臣が任命する。

4. 庶務

庶務は大蔵省理財局(外債課)にありしを

処理する。

三. 外債

本省議会の設置により 昨年11月の

閣議決定に基づき設置された在外野屋

問題調査会は解消するにせよとの事。

委員及び幹事は現在の調査会のメンバー

がそのまま任命される予定である。

(別添ニ、在外野屋問題調査会設置要領

及び委員、幹事名簿参照)

裏
面
白
紙

総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の抜粋
 第十五条 左の表に掲げる機関は、総理府の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種 類	目 的
在外財産問題審議会	内閣総理大臣の諮問に応じて在外財産に関する基本問題その他在外財産に関する重要事項を調査審議すること。

2 前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（法律に基く命令を含む。）に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。

在外財産問題審議会令案

内閣は、総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）第十五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（所掌事務）

第一条 在外財産問題審議会（以下「審議会」という。）は、内閣総理大臣の諮問に応じて、在外財産に関する基本問題その他の在外財産に関する重要事項を調査審議する。

（組織）

第二条 審議会は、委員九人以内で組織する。

2 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門調査員を置くことができる。

3 審議会に、幹事五人以内を置く。

（会長の職務）

五選 により定められ

第三条 委員の

者は、会長として

会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員、専門調査員及び幹事)

第四條 委員及び専門調査員は、这一条に規定する事項に關し学識経験がある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

5 委員の任期は、一年とし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 専門調査員は、当該専門事項に關する調査を終了したときは、解任する。

4 幹事は、關係各行政機關の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

5 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

3 委員、専門調査員及び幹事は、非常勤とする。

(庶務)

五條 審議会の庶務は、大蔵省理財局において処理する。

(雜則)

六條 前各条に定めるものを除く外、議事の手続その他審議会の運営に關し必要な事項は、会長が定める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

法務省 法制局 訂正

理由

総理府設置法の一部改正により、新たに総理府の附属機関として在外財産問題審議会が設置されることとなつたので、その組織、所掌事務及び委員その他の職員について規定する必要があるからである。

別紙

149

0000 2188

別添六

(在外財産問題審議会令案閣議請願の参考資料)

在外財産問題調査会設置要領

(昭和28年11月3日)
閣議決定

賠償問題処理の具体化に伴い、終戦以来未解決のままに残されてきた在外財産問題もこのさい最終的に処理して民心を安定させる必要があるので、在外財産の喪失者に対する補償又は救済措置の必要の有無、その程度等在外財産問題の処理に關する基本的事項を審議する目的をもつて、差し当り左記要領により在外財産問題調査会を設置するものとする。

なお、問題の重要性に鑑み、本調査会は可及的すみやかに、所要の法的措置を講じ在外財産問題審議会(仮称)に改めるものとする。

記

- 1 在外財産問題調査会(以下「調査会」といふ)は、内閣に設け、その庶務は、大蔵省において処理するものとする。
- 2 調査会は、法令に基く機関ではなく、閣議決定に基く事実上の機関とする。
- 3 調査会は、必要に応じて、所要の事項を調査するため

専門調査員を委嘱し又は参考人の意見を徴することができるものとする。

- 4 調査会の委員の数は9名以内とし、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が委嘱するものとする。
- 5 調査会の会長は、委員の互選により定めるものとする。
- 6 調査会には、若干名の幹事を置き、幹事は関係行政機関（内閣総理大臣官房、法制局、外務省、大蔵省、引揚援護庁等）の職員のうちから選ぶものとする。

在外財産問題調査会委員及び幹事名簿

一 在外財産問題調査会委員

（五十音順）

大	野	頼	太
小	汀	利	得
中	村	建	城
法	華	津	孝
松	島	應	夫
宮	崎	太	一
宮	沢	俊	義
柳	井	恒	夫
我	妻		榮

二 在外財産問題調査会幹事

総理大臣官房審議室総括参事官

法制局次長

外務省アジア局長

大蔵省理財局長

引揚援護局次長

理財局決裁文書

分類
保存

件名 在外財産内題審議会委員の 任命に付	
受信者 内閣総理大臣	発信者 大蔵大臣
文書記 号番号 理秘才3034号	標識・在急 税 秘
上記のことについて別紙のように 依頼 してよろしいか伺います。 七ます。	
大臣 局長 主幹課長 主官課 事務次官 官房長 文書課長 文書課 合議室長	起案者 外債課 (印) (電話) 272 受付日付・受付 番号・送付日付 8.27 3034/ 8.23 377
先方の文書 記号番号 第 号	文書 種別 発送 供覧 (何) 部内通知
先方の文 書の日付 昭和 年 月 日	発送 種別 普通 速達 書留 電話 便送 小包 部内通知
起 案・昭和30年8月23日	添付物又は 施行注意
決 裁・30.8.25	タイプ 印 月 日 照合 印 月 日 発送 印 月 日 完結 印 月 日

155

裏
面
白
紙

2. 2. 787

大蔵省

30年8月26日

内閣総理大臣宛

格下

大臣

在外財産問題審議会委員の

任命について

「在外財産問題審議会令の一部を改正する

政令」(昭和30年8月26日政令第201号)

の施行に伴い在外財産問題審議会の

委員定数に一名増員するに付、昭和

30年7月15日取理秘字30158号に別封し

付

任命及び授任の別紙記載の9氏(別紙)に

併

せて同審議会委員として下記の者を

裏面白紙

大 蔵 省

任命するに於ては、お取り計らい願ひ

をい。

任所、在外財産由題審議会令改正後

同審議会委員に就任するに付、

10氏にも内諾を得たが、中村建城、

宮沢俊義及び我妻栄の3氏に付、

(控向)

それらの所属官公所の事了解を取り

付けようお取り計らい願ひをい。

記

村 瀬 宣 親 (無 職)

裏
面
白
紙

大 蔵 省

別 紙

大野 竜太 (神崎製紙取締役会長)

大野 連治 (金門市町会事務局長)

小川 利行 (日本経済新聞社顧問)

中村 建城 (日本南支銀行理事)

法華津 厚太 (極洋捕鯨社長)

松島 辰夫 (引揚対策審議会会長)

宮沢 俊彦 (東大教授)

柳井 恒夫 (所長)

成妻 栄 (東大教授)

裏
面
白
紙

年	月	日	職	歴	事	氏名	生年 月日	氏名	親
大正八	三	七	愛媛県立今治中学校卒業						
一三	三	三一	神戸高等商業学校中途退学(在学三年)						
昭和七	三	五	愛媛県越智郡乃万村信用購買販賣利用組合長就任						
八	四		同右辞職						
一〇	九	三	任今治市主事命産業課長						今治市
一一	六	一	命土木課長兼務						内務省
	一	一六	命都市計画愛媛地方委員会幹事						内務省
一四	四	一	免土木課長兼務						今治市
	六	一一	依頼免都市計画愛媛地方委員会幹事						内務省
出生地	明治三十五年一月二十五日		旧氏名				明治三十五年一月二十五日		
現住所	東京都北多摩郡国立町国五一八六の二九								
本籍地	愛媛県越智郡乃万村大字延喜甲六一								
									むら せ のぶ ちか
									村 瀬 宜 親

一五	六	一五	依頼解散		今治市
一五	七	一	渡支 青島埠頭株式会社に入社		
一七	三	一二	青島埠頭(中華民國)建設事務局会計係長並契約係長を命ず		青島埠頭株式会社
一八	七	一〇	資料課長を命ず		
一九	五	二七	企画課長を命ず		
二〇	五	二七	総務課長を命ず		
二〇	一〇	一七	青島埠頭及港灣設備一切の接收引渡の完了に依り解散		
二二	一	一七	青島より帰国 農業に従事す		
二二	四	五	愛媛県越智郡乃万村長に当選		
二三	五	一	衆議院議員当選(第二十三回)		
二三	一	一	愛媛県越智郡乃万村長辞職		
二三	二	三	解散		
二四	一	三	衆議院議員当選(第二十四回)		

二四	三	一九	〔彈劾裁判所裁判員予備員選任(第三)〕		
二七	八	二八	解散		
二八	四	一九	衆議院議員当選(第二十六回)		
二九	一	一四	経済審議政務次官に任命する		
			一級に叙する		内閣
		一七	第二十一回国会政府委員を命ずる		
三〇	一	二四	解散		
	三	一九	国家行政組織法第一七条第五項の規定により第一次鳩山内閣の政務次官はその地位を失つた		

159

0000 2197

30341号
昭和30年8月26日

内閣総理大臣 鳩山 一郎 殿

大蔵大臣 一万田 尚登

在外財産問題審議会委員の任命について

「在外財産問題審議会令の一部を改正する政令」(昭和30年8月26日政令第201号)の施行に伴い在外財産問題審議会の委員定数が一名増員されたので、昭和30年7月15日付理秘第30158号によりさきに任命方依頼済の別紙記載の9氏のほかに、新たに同審議会委員として下記の者を任命するよう然るべくお取り計らい願いたい。

なお、在外財産問題審議会令改正後の同審議会委員に就任することについては、10氏とも内諾を得てあるが、中村建城、宮沢俊義及び我妻栄の3氏については、それぞれその所属機関の事前了解を取り付けるようお取り計らい願いたい。

大
蔵
省

裏
面
白
紙



大 蔵 省

昭和30年8月26日

内閣総理大臣 鳩山 一郎 殿

大蔵大臣 一万田 尚登

在外財産問題審議会委員の任命について

「在外財産問題審議会令の一部を改正する政令」(昭和30年8月26日政令第201号)の施行に伴い在外財産問題審議会の委員定数が一名増員されたので、昭和30年7月15日付理秘第30158号によりさきに任命方依頼済の別紙記載の9氏の^ほかに、新たに同審議会委員として下記の者を任命するよう然るべくお取り計らい願いたい。

なお、在外財産問題審議会令改正後の同審議会委員に就任することについては、10氏とも内諾を得てあるが、中村建城、宮沢俊義及び我妻榮の3氏については、それぞれその所属機関の事前了解を取り付けるようお取り計らい願いたい。

裏
面
白
紙

大 蔵 省

配

村 瀬 宜 親 (無 職)

裏
面
白
紙

163

0000 2200

大 蔵 省

別 紙

- 大 野 章 太 (神 崎 製 紙 取 締 役 会 長)
大 野 連 治 (全 國 市 町 会 事 務 局 長)
小 汀 利 得 (日 本 経 済 新 聞 社 顧 問)
中 村 建 城 (日 本 開 発 銀 行 理 事)
法 華 津 孝 太 (極 洋 捕 鯨 社 長)
松 島 鹿 夫 (引 揚 対 策 審 議 会 委 員)
宮 沢 俊 義 (東 大 教 授)
柳 井 恒 夫 (弁 護 士)
我 妻 榮 (東 大 教 授)

裏
面
白
紙



大 蔵 省

昭和30年8月26日

内閣総理大臣 鳩山 一郎 殿

大蔵大臣 一万田 尚登

在外財産問題審議会委員の任命について

「在外財産問題審議会令の一部を改正する政令」(昭和30年8月26日政令第2401号)の施行に伴い在外財産問題審議会の委員定数が一名増員されたので、昭和30年7月15日付理秘第30158号によりさきに任命方依頼済の別紙記載の9氏の^ほかに、新たに同審議会委員として下記の者を任命するよう然るべくお取り計らい願いたい。

なお、在外財産問題審議会令改正後の同審議会委員に就任することについては、10氏とも内諾を得てあるが、中村建城、宮沢俊義及び我妻栄の3氏については、それぞれその所属機関の事前了解を取り付けるようお取り計らい願いたい。

裏
面
白
紙

大 蔵 省

記

村 瀬 宜 親 (無 量)

166

裏
面
白
紙

0000 2203

大 蔵 省

別 紙

- 大 野 章 太 (神 崎 製 紙 取 締 役 会 長)
大 野 連 治 (全 国 市 町 全 専 務 局 長)
小 汀 利 得 (日 本 経 済 新 聞 社 顧 問)
中 村 建 城 (日 本 開 発 銀 行 理 事)
法 華 津 幸 太 (極 洋 捕 鯨 社 長)
松 島 鹿 夫 (引 揚 対 策 審 査 会 委 員)
宮 沢 俊 義 (東 大 教 授)
柳 井 恒 夫 (弁 護 士)
我 妻 栄 (東 大 教 授)

裏
面
白
紙



大 蔵 省

昭和30年8月26日

内閣総理大臣 鳩山 一郎 殿

大蔵大臣 一万田 尚登

在外財産問題審議会委員の任命について

「在外財産問題審議会令の一部を改正する政令」(昭和30年8月26日政令第201号)の施行に伴い在外財産問題審議会の委員定数が一名増員されたので、昭和30年7月15日付通秘第30158号によりさきに任命方依頼済の別紙記載の9氏の¹か、新たに同審議会委員として下記の者を任命するよう然るべくお取り計らい願いたい。

なお、在外財産問題審議会令改正後の同審議会委員に就任することについては、10氏とも内諾を得てあるが、中村建城、宮沢俊彦及び我妻栄の3氏については、それぞれその所属機関の事前了解を取り付けるようお取り計らい願いたい。

裏
面
白
紙

大 蔵 省

配

村 瀬 宜 親 (無 職)

169

裏
面
白
紙

0000 2208

大 蔵 省

別 紙

- 大 野 竜 太 (神 崎 製 紙 取 締 役 会 長)
大 野 連 治 (全 國 市 町 会 事 務 局 長)
小 汀 利 利 (日 本 経 済 新 聞 社 副 社 長)
中 村 建 城 (日 本 興 業 銀 行 理 事)
法 華 津 孝 太 (極 洋 捕 鯨 社 長)
松 島 鷹 夫 (烈 島 対 策 審 議 会 委 員)
宮 沢 俊 義 (東 大 教 授)
柳 井 恒 夫 (弁 護 士)
我 妻 榮 (東 大 教 授)

裏
面
白
紙



大 蔵 省

昭和30年8月26日

内閣総理大臣 鳩山 一郎 殿

大蔵大臣 一万田 尚登

在外財産問題審議会委員の任命について

「在外財産問題審議会令の一部を改正する政令」(昭和30年8月26日政令第201号)の施行に伴い在外財産問題審議会の委員定数が一名増員されたので、昭和30年7月15日付通秘第30158号によりさきに任命方依頼済の別紙記載の9氏の^ほかに、新たに同審議会委員として下記の者を任命するよう然るべくお取り計らい願いたい。

なお、在外財産問題審議会令改正後の同審議会委員に就任することについては、10氏とも内閣を仰てあるが、中村建城、宮沢俊義及び我妻榮の3氏については、それぞれその所属機関の事前了解を取り付けるようお取り計らい願いたい。

裏
面
白
紙

171

0000 2208

大 蔵 省

記

村 瀬 宣 親 (無 職)

172

裏
面
白
紙

0000 2209

大 蔵 省

別 紙

- 大 野 章 太 (神 崎 郵 紙 取 締 役 会 長)
大 野 進 治 (全 國 市 町 会 事 務 局 長)
小 汀 利 科 (日 本 経 済 新 聞 社 監 理)
中 村 建 城 (日 本 開 発 銀 行 運 務)
法 華 津 孝 太 (極 洋 船 舶 社 長)
松 島 康 夫 (引 揚 対 策 審 議 会 委 員)
宮 沢 俊 毅 (東 大 教 授)
柳 井 恒 夫 (弁 護 士)
我 妻 榮 (東 大 教 授)

裏
面
白
紙

記

村瀬宜親 (無職)

大藏省

裏面白紙

174

別紙

- 大野 竜太 (神崎製紙取締役会長)
大野 連治 (全国市町会事務局長)
小汀 利得 (日本経済新聞社顧問)
中村 建城 (日本開発銀行理事)
法華津 孝太 (極洋捕鯨社長)
松島 鹿夫 (引揚対策審議会委員)
宮沢 俊義 (東大教授)
柳井 恒夫 (弁護士)
我妻 栄 (東大教授)

大
藏
省

裏
面
白
紙

理財局 決裁文書

分類
保存

F1

件名 在外財産内題審議会令の一部を改正する政令案の 閣議清議 について		
受信者	発信者	
文書記 号番号	標識・ 係	
上記のことについて別紙のよりに案に判 閣議清議 してよろしいか伺います。 →→→		
大臣 	局長 	
主幹課長 	主管課 	
起案者 	係 	
秘書長 	(電話) 187	
事務次官 	受付日付・受付 番号・取付日付	
次長、部長 	8.16	
総務課長 	357	
総務課 	8.17	
文書課 	477	
文書課 	8.20	
秘書課長 	3031	
<p>本件は、総理府と共有の 共同清議(外) 22日(次官会議) 23日(閣議)</p> <p>総理府内部の決裁は 別送進列中</p>		
先方の文書 記号番号	文書 種別	タイプ 印
先方の文 書の日付	発送 種別	8月22日 印
起 案・昭和30年8月 日	発送 種別	月 日
決 裁・30.8.20	発送 種別	月 日
	添付物又は 施行注意	月 日

176

178 700 20452
279 1514 20452

裏
面
白
紙

大 蔵 省

説 明

総理府の附属機関としての在外財産問題審議会、

委員の定数は、在外財産問題審議会令(昭和29年政令

第186号)第2条第1項の規定により9人以内とする

が、現在の委員の定数は充てられている。

このうち根本内閣官房長官より審議会委員の選任者

として村瀬宣親氏(別紙履歴書参照)を推せん

に事と。この官房長官の推せんに基づく村瀬氏の任命

は211217審議会口長始め各委員の事了前早を得た。現在欠員が2名

あり、~~これを補う~~と思われ、⁹²同氏を委員として任命する

に、審議会令を改正し、~~委員の定数~~1名増員する必要

がある。従って委員の定数を10人以内とする改正政令(案)

裏
面
白
紙

政令案

在外財産問題審議会令の一部を改正する政令案

内閣は、総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）第十五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

在外財産問題審議会令（昭和二十九年政令第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「九人」を「十人」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

199

裏面白紙

理 由

在外財産問題審議会の委員の定数を一名増加する必要があるから
である。

裏
面
白
紙

180

新旧対照

在外財産問題審議会令（昭和二十九年政令第四百八十六号）抄

改正案

（組織）

第二章 審議会は、委員十人以内を組織する。

（組織）

第三章 審議会は、委員九人以内を組織する。

現行

右蔵大

裏面白紙

参照条文

總理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）抄

第十五条 左の長上欄に掲げる機関は、總理府の附屬機関として置かれ
るものとし、その設置の目的は、それかゝる欄に記載する通りとする。

在外財産問題 審議会	内閣總理大臣の諮問に依りて在外財産に関する基本問題 その他在外財産に関する重要事項を調査審議する こと
---------------	---

二 前項に掲げる附屬機関の組織、所掌事務及び委員その他職員については、他の法律（法律に基く命令を含む。）に別段の規定がある場合を除く外、政令で定める。

行 蔵 大

裏面白紙

在外財産問題審議会令 (昭和十九年七月十四日政令第一八六号)
内閣は、総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)第十五
条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

(所掌事務)

第一条 在外財産問題審議会(以下「審議会」という。)は、内閣
総理大臣の諮問に応じて、在外財産に関する基本問題その他在
外財産に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

- 第二条 審議会は、委員九人以内で組織する。
- 2 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門
調査員を置くことができる。
- 3 審議会に、幹事五人以内を置く。

(会長の職務)

第三条 委員の互選により定められた者は、会長として会務を総理

裏面白紙

する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員、専門調査員及び幹事)

第四條 委員及び専門調査員は、第一条に規定する事項に關し学識経験がある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期は、一年とし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 専門調査員は、当該専門事項に關する調査を終了したときは、解任されるものとする。

4 幹事は、關係各行政機關の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

5 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

裏面白紙

6 委員、専門調査員及び幹事は、非常勤とする。

(庶務)

第五条 審議会の庶務は、大蔵省理財局において処理する。

(雑則)

第六条 前各条に定めるものを除く外、議事の手続その他該議会の運営に關し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

裏面白紙

現住所東京都世田谷区立町口五二六〇三

本 籍 愛媛県越智郡乃万村大字延喜甲六一

生 年 月 日 明治三十五年一月二十五日

姓 名 村 瀬 真 親

年 月 日	履 歴	管 轄 庁
大正 一三 三三 三七	愛媛県立今治中学校卒業 神戸高等商業学校中途退学（在学三年） 西越立憲青年同志会及び越智農道会幹事長	管 轄 庁
昭和 一八 四三 三五	愛媛県越智郡乃万村信用購買販売利用組合長就任 同右辞職	管 轄 庁
二〇 一九 三三	任今治市主事命産課課長	今 治 市
二一 六一 一一	命土木課長兼務	今 治 市
二四 四一 一一	命都市計画愛媛地方委員会幹事 免土木課長兼務	内 務 省 今 治 市
二五 六一 一一	依頼免都市計画愛媛地方委員会幹事	内 務 省 今 治 市
二五 六一 一五	依頼解職	今 治 市
	支 支	

二五	七	一	青島埠頭株式会社に入社
二七	二	二	青島港(中華民国)建設事務局会計係長並契約係長を命ず
二七	二	三	資料課長を命ず
二八	七	一〇	企画課長を命ず
二九	五	二七	総務課長を命ず
三〇	一〇	一七	青島埠頭及海河設備一切の接取引渡の完了に依り解散
三二	四	五	愛媛県總督部乃万村長に当選
		二五	衆議院議員当選(第二十三回)
		五	愛媛県總督部乃万村長辞職
三三	一	三三	解散
三四	一	三三	衆議院議員当選(第二十四回)
三四	二	一九	弾劾裁判所裁判員予備員選任(第三)
三七	八	二八	解散
三八	四	一九	衆議院議員當選(第二十六回)

青島埠頭
株式会社

裏面白紙

L21

二九二三四
三〇
一四
三二九

經濟審議政務次官に任命する
一般に叙する

第二十一回国会政府委員を命ずる

解散

国家行政組織法第一七条第五項の規定により
第一次鳩山内閣の政務次官はその地位を失つた

内閣

党 歴

民主党總務、農政部長、遊説部長、党務部長

国民々主党總務委員

改進黨政策委員長代理、事務局長、同党副幹事長

政策委員会建設部長

現在 民主党政調会民情第一部長

57,601

188

裏面白紙

理財局 決裁文書

分類 773.
保存

7

件名 在外財産内閣審議会委員の任命の件			
受信者 内閣総理大臣		発信者 大臣大臣	
文書記号番号 和紙第778号 和紙第778号		附録・添付 附録 1 様紙	
上記のことに従うこと 依頼 してよろしいか伺います。			
大臣 局長 政務次官 次長、部長 事務次官 官房長 合議部局	主幹課長 主幹課 外債課 総務課長 総務課 文書課長 文書課 秘書課	起案者 (電話) 272	係 受付日付・受付番号・受付日付 30/58
先方の文書記号番号	第 号	文書種別 文書 宛送 供覧 同 部内通知	タイプ 印 月 日
先方の文書の日付	昭和 年 月 日	発送種別 普通 速達 書留 電話 小包 部内通知	照合 印 月 日
起案	昭和 30年 7月 13日	添付物又は 施行注意	発送 印 月 日
決裁	30. 7. 15		完結 印 月 日

裏面白紙

189

大 蔵 省

(説明) 在外財産内題審議会委員

1-212

一、在外財産内題審議会 ~~は~~ 法律に基いて

政令に基いて

設置され、委員は内閣総理大臣の任命する

9人以内の委員を組織する(2007年2月)。

現在下記9人の委員を任命する。

○大野 堯太 (元大蔵次官、現神崎製紙取締役会長)

○松島 慶夫 (元外務次官)

大野 匡治 (厚生省引揚援護庁次長)

小汀 利得 (日本経済新聞社顧問)

中村 建城 (元大蔵省主計局長、現味岡銀行理事)

法華津 房太 (元外務省調査局長、現極洋捕鯨社長)

宮沢 俊哉 (東大教授)

柳井 恒夫 (元外務省総務局長)

坂本 崇 (東大教授)

裏
面
白
紙

大 蔵 省

ニ、最近引揚船団体等から審議会に委員に

引揚船の代表を加えることを希望し各方面

に陳情がなされているが、現在法定の委員数

は満ちられているので、陳情を以ての措置をとり

て可いは、現委員の交替を行うか、或は政令を

改め委員数を増加可いかについて検討中

三、陳情にいう引揚船の代表は如何なる

者を予定しているか明らかでないが、現在引揚船

の団体の中には各船の利害関係が対立している構

構があるため、このほかから引揚船の代表を選ぶことが

極めて困難ではないかと思われる。

裏
面
白
紙

大蔵省

又、後リに学識経験ある道者より引揚給の
 代表が少くとも2名、併しこれに委員を加へ
 りては、設立以来1年未満の経過に際し調査審議
 委員の向引揚給の直接の利益代
 表者たるもの
 たりし程度の見直しを審議会の性格に
 照らして改定するにせしめ、将来の審議の多
 くの影響を免るにせしめ、
 在外取寄内題の性質から考へて利益代表者
 の引揚給を審議に参考せしめ、審議
 委員の客観的の判断を失わしめ、
 極力
 2名以上を以て考へらるる
 四、好む審議会と2名以上を以て、引揚給

許被問
 (てはなく、
 欠平の
 審議の
 あり審議
 委員に
 たり)

裏面白紙

大 蔵 省

団体の代表者等を招致して聴取会を開催

ⅴ 在外財産問題の実情を聴取してのりて

特にこれ等の代表を委員に加える必要はなし

とと思われし

(昭和六年五月)

五、 従つて、委員の任期満了の際にも、

引き続き現委員9氏が再任されるべきが

適当と思われしので、別紙案により内閣

総理大臣宛依頼するべきと致し奉り。

理部才 20158号
昭和30年7月15日

内閣総理大臣 鳩山 一郎 殿

大蔵大臣 一万田 尚登 印

在外財産問題審議会委員の任命について

在外財産問題審議会委員の任期が満了したので、引き続き
下記前委員●氏を再任するようしかるべくお取り計らい願
いたい。

記

委員

大野 龍太 (神崎製紙取締役会長)

大野 連治 (全国市町会事務局長)

小汀 利得 (日本経済新聞社顧問)

中村 建城 (日本開発銀行理事)

佐華津孝太 (極洋捕鯨社長)

松島 鹿夫 (引揚対策審議会委員)

大
蔵
省

裏
面
白
紙

宮沢 俊義 (東大教授)

柳井 恒夫 (弁護士)

我妻 栄 (東大教授)

大
藏
省

裏
面
白
紙

195

0000 2232

大 蔵 省

(兼)

昭和30年 月 日

内閣総理大臣 鳩山 一郎 様
殿

大蔵大臣 一萬田 尚 登

在外財産問題審議会委員の任命について

在外財産問題審議会委員の任期が満了した

下記

の如く引き続き前委員 9 氏を再任するようしかるべ

くお取り計らい願いたい。

記

委員

大野 龍太 (神崎製紙取締役会長)

大野 連治 (全口市町会事務局長)

裏
面
白
紙

大 蔵 省

小 汀 利 得 (日本経済新聞社顧問)

中 村 建 城 (日本興業銀行理事)

法 華 津 孝 太 (極洋捕鯨社長)

松 島 康 夫 (引揚対策審議会委員)

宮 澤 俊 義 (東大教授)

柳 井 恒 夫 (弁 護 士)

我 妻 榮 (東大教授)

裏
面
白
紙

在外財産問題審議会令（昭和二十九年七月二十一日公布）

内閣は、総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）第十五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（所掌事務）

第一条 在外財産問題審議会（以下「審議会」という。）は、内閣総理大臣の諮問に応じて、在外財産に関する基本問題その他在外財産に関する重要事項を調査審議する。

（組織）

第二条 審議会は、委員九人以内で組織する。

2 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門調査員を置くことができる。

3 審議会に、幹事五人以内を置く。

（会長の職務）

第三条 委員の互選により定められた者は、会長として会務を総理

する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員、専門調査員及び幹事)

4 委員及び専門調査員は、第一条に規定する事項に関し学識経験がある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期は、一年とし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 専門調査員は、当該専門事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

4 幹事は、関係各行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

5 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

6 委員、専門調査員及び幹事は、非常勤とする。

(庶務)

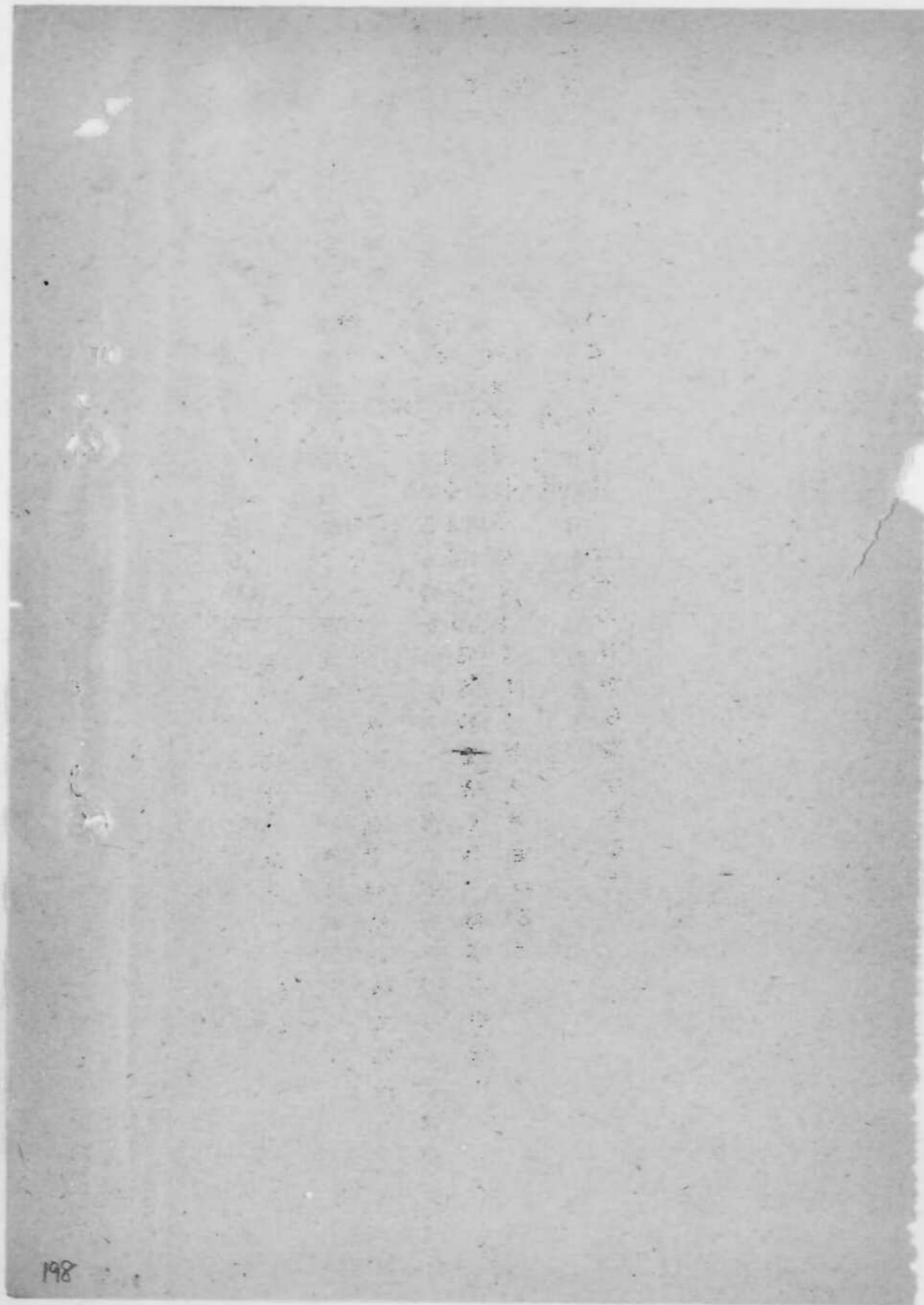
5 審議会の庶務は、大蔵省理財局において処理する。

(雑則)

6 前各条に定めるものを除く外、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。



198

0000 2237

理財局 決裁文書

分類 1186
保存(奉議委)

F1

件名 在外財産問題審議会会長及び会長代理の決定通知について	
受信者 内閣総理大臣	発信者 在外財産問題審議会会長
文書記号番号 蔵理第12636号	標識・至急 秘 極秘
上記のことについて別紙のように	
通 知	
大臣 局長 主査課長 主管課	起案者 在外財産係 電話 165
政務次官 次長・部長 総務課長 総務課	受付日付・受付番号・受付日付 10.18 30737
事務次官 官房長 文書課長 文書課	10.22 472 10.25
合議部局 秘書課長	10.25 624 10.27
先方の文書記号番号 第 号	文書種別 供覧 何 部内通知
先方の文書の日付 昭和 年 月 日	発送種別 送達 電話 留置 小包 部内通知
起案 昭和 年 月 日	送付物又は 履行注意
決裁 30.10.27	タイプ 印 10月 日 印 月 日 印 30.10.28 印 月 日

在外財産問題審議会会長之印捺印済

大 蔵 省

(業)

昭和30年10月 日

内閣総理大臣あて

在外財産問題審議会

会長 大野 竜太

在外財産問題審議会会長及び会長

代理の決定通知について

先般在外財産問題審議会の本員が再任され、

また、あらたに増員された本員1名が任命されたのに

伴い、昭和30年10月12日に開催された在外財産向

題審議会において、在外財産問題審議会令(昭

和29年政令第186号)が条の規定に基づき、本員の互選

及び会長の指名によりそれぞれ会長及び会長代理が

大 蔵 省

下記の通り決定したので、通知する。

記

在外財産問題審議会会長 大野 竜太
" 会長代理 松島 鹿夫

在外財産問題協議会委員名簿(50音順) 昭和30年9月20日現在

氏名	職業	勤務地住所(電)	現住所(電)
大野龍太	神崎製紙取締役 会長	中央区銀座東4の4 電話(54)4831	世田谷区野沢2の129 電話(42)1434
大野運治	全留市庁会事務 局長	千代田区九段1-14 電話(33)9971	渋谷区代々木上原1111 電話(46)7237
小汀利得	日本経済新聞社 顧問	中央区日本橋茅場町 電話(67)0251	太田区鷺の木383 電話(99)2529
中村篤城	日本興発銀行 理事	千代田区丸の内1の3 の1 電話(28)2531-5	港区二本榎2の23 電話(45)6400
法華津孝太	徳洋報館社長	千代田区丸の内2 丸ビル3階 電話(20)1821-5	目黒区自由ヶ丘219 電話(99)0855
公島鹿夫	引揚対策協議会 委員	千代田区蔵ヶ関2の1 引揚援護局引揚課 (59)4141-9 内線874	藤沢市片瀬町2931 電話 藤沢4267
宮沢敏雄	東大教授	文京区本富士町 電話(92)2161-9	渋谷区代々木上原1160 電話(46)1671
村瀬直規		衆議院第三議員会館 内 三木武夫議員室 電付 電話(58)0131-9 内線4377	北多摩郡国立町国立 5186の29
柳井恒夫	弁護士	(事務所) 千代田区2番町2 電話(33)5761	事務所と同じ
我妻栄	東大教授	文京区本富士町 電話(92)2161-9	練馬区南田中1071 電話石神井(99)8122

在外財産問題審議会令

昭和二十九年七月二十一日政令第一八六号
改正 昭和三十年八月二十六日政令第二〇一号

内閣は、総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）第十五条第二項の規定に基き、この政令を制定する。

（所掌事務）

第一条 在外財産問題審議会（以下「審議会」という。）は、内閣総理大臣の諮問に依りて、在外財産に関する基本問題その他在外財産に関する重要事項を調査審議する。

（組織）

第二条 審議会は、委員十人以内で組織する。

2 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門調査員を置くことができる。

3 審議会に、幹事五人以内を置く。

(会長の職務)

第三條 委員の互選により定められた者は、会長として会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員、専門調査員及び幹事)

第四條 委員及び専門調査員は、第一條に規定する事項に関し学識経験がある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期は、一年とし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 専門調査員は、当該専門事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

4 幹事は、関係各行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任

命する。

5 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

6 委員、専門調査員及び幹事は、非常勤とする。

(庶務)

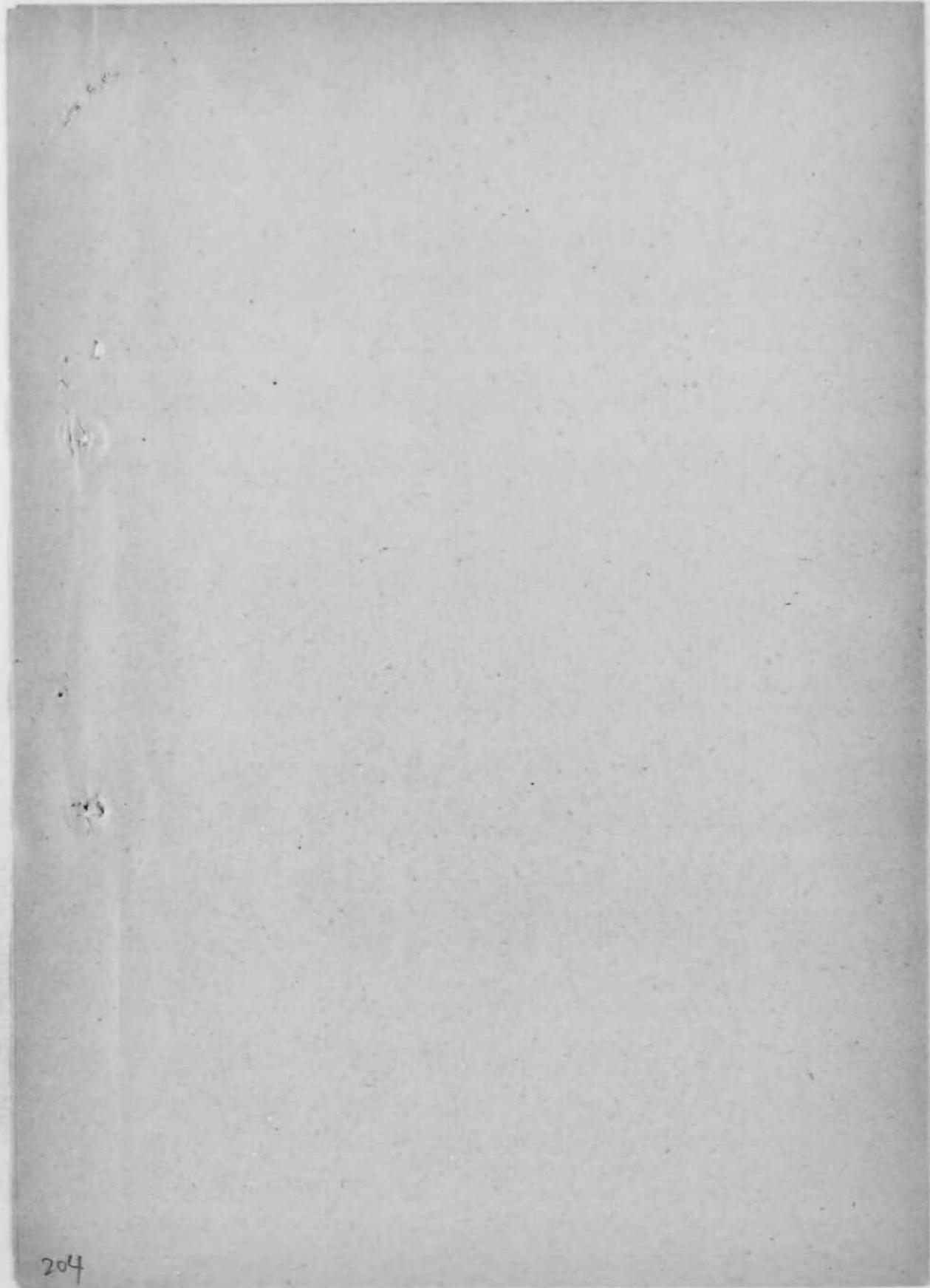
第五條 審議会の庶務は、大蔵省理財局において処理する。

(雜則)

第六條 前各條に定めるものを除く外、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。



204

0000 2244

大 蔵 省

昭和30年10月28日

内閣総理大臣 殿

在外財産問題審議会
会長 大野 竜 太

在外財産問題審議会会長及び会長代理の決定
通知について

先般在外財産問題審議会の委員が再任され、また、あらたに増員された委員1名が任命されたのに伴い、昭和30年10月12日に開催された在外財産問題審議会において、在外財産問題審議会令(昭和29年政令第138号)第3条の規定に基き、委員の互選及び会長の指名により、それぞれ会長及び会長代理が下記の通り決定したので、通知する。

記

在外財産問題審議会会長 大野 竜 太
会長代理 松 島 鹿 夫

郵送部
添付欄

理財局決裁文書

分類
保存

F1

件名 在外財産問題審議会委員の辞任願 ニツヒク	
受信者 内閣総理大臣	発信者 大藏大臣
文書記 号番号	標識・添付 秘 極秘
上記のことについて別紙のように 送付 してよろしいか伺います。 トマナ	
大臣 局長 主管課長 主管課	記録係 係 (電話) 241/
政務次官 次長・部長 総務課長 総務課	受付日付・受付 番号・返付日付
事務次官 官房長 文書課長 文書課	送付 日付 2306
合議部局 秘書課長	
先方の文書 記号番号	文書 種別 発送 供覧 何 部内通知
先方の文 書の日付	発送 種別 普通 速達 留置 電話 種別 使送 小包 部内通知
起 案・昭和31年4月10日	添付物又は 施行注意
決 段・ 31.4.11	タイプ 印 月 日 照合 印 月 日 発送 印 月 日 完結 印 月 日

207

裏
面
白
紙

0000 2248

大 蔵 省

案

年 月 日

内閣総理大臣 宛

大 蔵 大 臣

在外財産問題審議会委員の

辞任願について

在外財産問題審議会委員2名の下記

10氏から、辞任願が提出されたので、別添

のとおり送付するから、しからずにお取り計

らい願いたい。

記

在外財産問題審議会委員 大野 竜太

同

大野 連治

裏
面
白
紙

大 蔵 省

在外野差向題審議会委員	小 汀 利 得
同	中 村 建 城
同	法 華 津 孝 太
同	松 島 康 夫
同	宮 沢 俊 義
同	村 瀬 宣 親
同	柳 井 恒 夫
同	我 妻 栄

裏
面
白
紙

理財局決裁文書

分類
保存

F1

件名 在外財産問題審議会令の一部を改正する政令案の作成	
受信者	発信者
文書記号番号	印鑑 (至急) 秘 極秘
上記のことについて別紙のように 閣議 請議 してよろしいか伺います。 七ます	
大臣 局長 主務課長 主管理	起案者
事務次官 次長 部長 総務課長 総務課	外債課 (電話) 2411 係
事務次官 官房長 文書課長 文書課	受付日付・受付番号・送付日付
台頭部局	秘書課長 主計局長 次長 総務課長 法規課長 中長主計官
本件は、総理府と本省の共同請議による。総理府部内決裁は別途進行中。 9日(日) 次長会議 10日(火) 閣議	
先方の文書記号番号	文書種別 発送 供覧 部内通知
先方の文書の日付	発送 普通 油罐 留置 電話 種別 便送 小包 部内通知
起案・昭和2/年4月7日	添付物又は施行注意
決裁	官報掲載日総理府に連絡あり

210

(4月16日 政令第99号)

裏面白紙

説 明

一、改正に至つた経緯

客年末、引揚者団体は、在外財産補償暫定措置(引揚者一セ帯あり平均30万円の支給を内容とす)を要求し、自由民主党と折衝した結果、別添一の如き諒解事項を成立せしめ、在外財産内閣審議会の構成員に同会議員及び引揚者団体の代表若干名を参加せしむると自民党と約せしめられた。

以来、同団体は屢次より自民党に対しこの諒解事項の実施を迫り、現在の審議会委員の全員を解任せしむるを条件とし別添二の如き

裏面白紙

大 蔵 省

審議会^の改組案を提出するに至った。自民党
はこれを原則的に了承する共に、総理府に
対し、早急^に在外財産問題審議会令の改正を
行うよう強く申し入れた。

総理府において、当局始め関係各省と協議
した結果、内閣総理大臣及び大蔵大臣の共同
審議により、別紙の如き「在外財産問題審
議会令の一部を改正する政令案」^が案^を
4月10日の閣議で提案された。此の
^{改正}註、審議会^の事務局は大蔵省が担当するに
したがって、同令は当初より内閣、大蔵両大臣の
共同審議と行っている。

裏
面
白
紙

大 蔵 省

二、改正の要案

1. 現任の委員定数「10人以内」を「20人以内」

に改める。この20人の構成は、総理府と

自民党との間2:1の比率で、諒解される。

政府職員 (4人)

内閣官房副長官、外務、大蔵、厚生労働事務次官。4人

学識経験者 (16人)

国会議員 (自民4、社会2、緑風1) 7人

引揚者団体代表 3人

民間学識経験者 6人

2. 従来、審議会の事務局は「大蔵省理財局」と

おこなって処理されてきたが、これを「内閣総理

大臣官房」に改める。

裏
面
白
紙

三. 審議会令改組に伴う措置

1. 現委員の辞任

引揚翁団体と自由民主党との間の諒解に

基き、総理府は、現委員全員を^(辞任せしめ)~~解任する~~方針を

定めたので、大蔵省より各委員に対し審議会改組

に至る事情を説明、辞任の諒解を求めている

が、現在のところ10人のうち8人まで辞任が

提出されている。(2委員は、目下旅行中

であるので、帰京次第諒解を求めている)

2. 諮問事項の改正

現在の審議会に対する内閣総理大臣から

の諮問事項は「在外財産問題の処理方針如何」

裏
面
白
紙

がそのまま改組後の審議会に対する諮問

事項と行った場合、現委員全員に対し辞任
に当たって何等の理由も示さず、各委員に対する説明は困難と見做
る。と求める理由が示されていない。従つて、これを

例として「在外財産肉費処理のための引揚着

に対する措置方針如何」の如く改め、この

改正を理由とし、現委員の辞任を求めるのが

適当と思われ、この旨を閣から総理府に対し

申入を行つたが、内閣官房長官もこれを諒

解してゐる。

3. 現委員の任命

現委員の全員の辞任が有利次第

裏
面
白
紙

大 蔵 省

審議命令の改正政令が公布施行され、

評議員が任命されたことと併せて、その

人選は専ら内閣官房長官の下で行われた

理由である。

裏
面
白
紙

総理府設置法抜萃（昭和二十九年七月一日法律第二〇一号）
の改正による。

第十五条 左の表の上欄に掲げる機関は、総理府の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
<p>…(略)…</p> <p>在外財産問題 審議会</p>	<p>…(略)…</p> <p>内閣総理大臣の諮問に応じて在外財産に関する基本問題その他在外財産に関する重要事項を調査審議すること。</p>

2 前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（法律に基く命令を含む。）に別段の定めがある場合を除くの外、政令で定める。

在外財産問題審議会令

昭和二十九年七月一日
政令才百八十六号

内閣は、総理府設置法（昭和二十四年法律才百二十七号）才十五条才三項の規定に基き、この政令を制定する。

（所掌事務）

才一条 在外財産問題審議会（以下「審議会」という。）は、内閣総理大臣の諮問に応じて、在外財産に関する基本問題その他在外財産に関する重要事項を調査審議する。

（組織）

才二条 審議会は、委員十人以内で組織する。

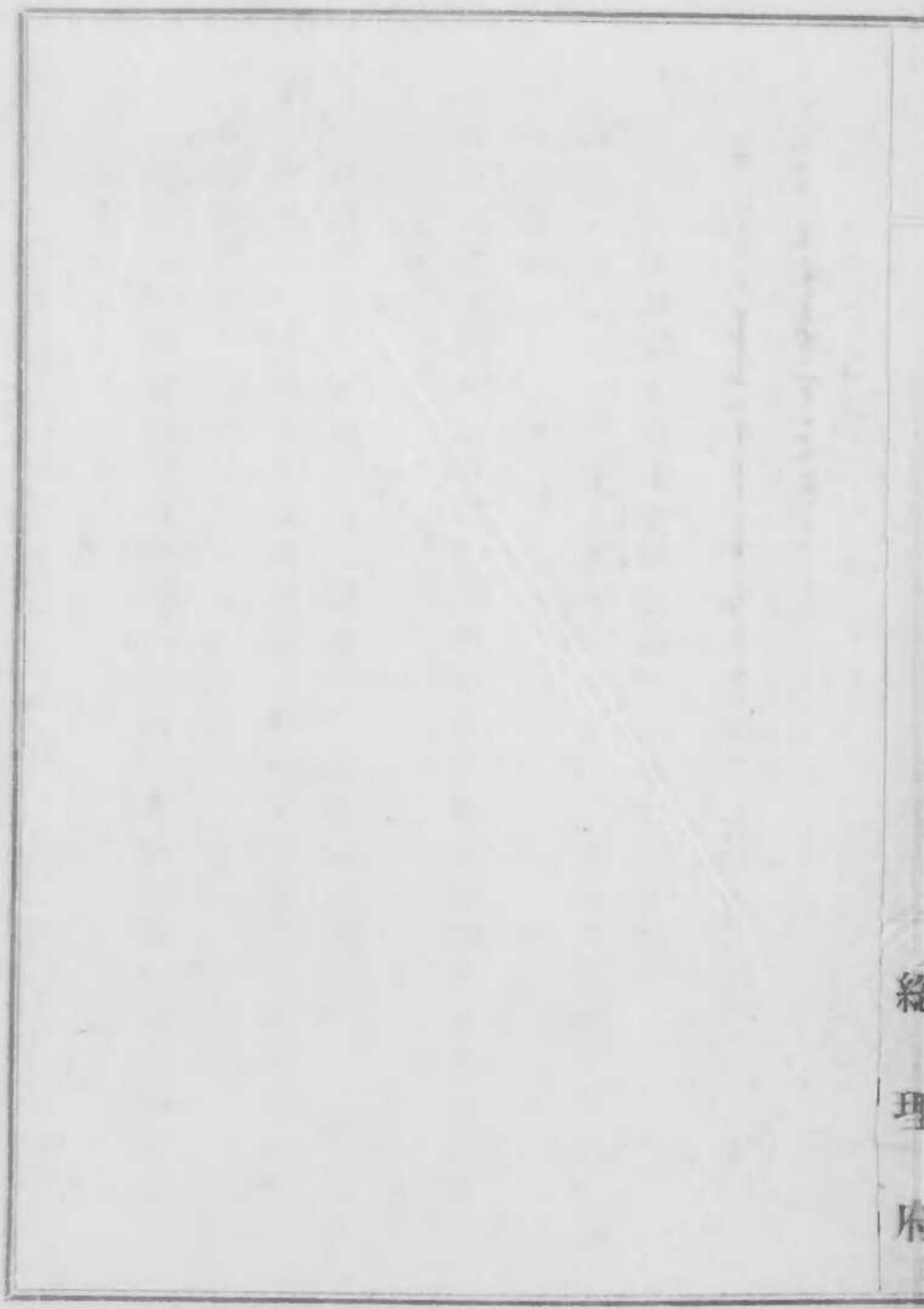
2 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門調査員を置くことができる。

- 3 審議会に、幹事五人以内を置く。
- (会長の職務)
- 才三条 委員の互選により定められた者は、会長として会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- (委員、専門調査員及び幹事)
- 才四条 委員及び専門調査員は、才一条に規定する事項に関し学識経験がある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 5 委員の任期は、一年とし再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 専門調査は、当該専門事項に関する調査を終了したときは、

- 解任されるものとする。
- 4 幹事は、関係各行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 5 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。
- 6 委員、専門調査員及び幹事は、非常勤とする。
- (庶務)
- 才五条 審議会の庶務は、大蔵省理財局において処理する。
- (雑則)
- 才六条 前各条に定めるものを除く外、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。



在外財産問題審議会令(昭五七(終)六)

内閣は、総理府設置法(昭五五法律九七)第七号(昭五五条)の規定に基き、この政令を制定する。

(所定事項)

第一条 在外財産問題審議会(以下「審議会」という)は、内閣総理大臣の諮問に依りて、在外財産に関する基本問題その他在外財産に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第二条 審議会は、委員十人以内で組織する。
2 審議会に専門の事項を調査するため必要があるときは、専門調査員を置く。

同上 一部を改正する政令を案

第三条 審議会は、委員十人以内で組織する。

手
未
長
の
の
の

ことが出来る。

3 審議会に、幹事五人以内を置く。

(会長の取次)

オ三ホ 委員の互選により定められた者は、会長として会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その取次を代理する。

(委員、専門調査員及び幹事)

オ四ホ 委員及び専門調査員は、オ一条に規定する事項に関し学識経験がある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期は、一年とし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

オ三ホ 次条一項オ号の委員の互選により定められた者は、会長として会務を総理する。

オ四ホ 委員は、次の各号に掲げる者にして、

内閣総理大臣が任命する。

一 内閣の各府副長官 一人

二 外務事務次官

三 大蔵事務次官

四 厚生事務次官

五 学識経験がある者 十人以上

2 前項オ号の委員の任期は、一年とする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任される事が出来る。

4 専門調査員は、学識経験がある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

5 同上

3 専門調査員は、当該専門事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

4 幹事は、内閣各行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

5 幹事は、審議会の所定事務執行に当たって、委員を補佐する。

6 同上

7 同上

新 理 月

6 委員、専門調査員及公幹等は、非常勤とする。

(庶務)

才五条 審議会の庶務は、大蔵省理財局に委して処理する。

(雜則)

才六条 以前各条に定められたものを除く外、議事の手続その他審議会の運営に關し必要なる事項は、委員が定める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

8 同上

才五条 審議会の庶務は、内閣総理大臣官房に委して処理する。

閣議考

在外財産問題審議会令の一部を改正する政令案

内閣は、総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）第五條第二項の規定に基き、この政令を制定する。

在外財産問題審議会令（昭和二十九年政令第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「十人」を「^{三十一}廿一人」に改める。

第三條第一項中「委員」を「^{三十一}次條第一項第五号の委員」に改める。

第四條第一項及び第二項を次のように改める。

第四條 委員は、次の各号に掲げる者について、内閣総理大臣が任命する。

- 一 内閣官房副長官 一人
- 二 内閣法制局長
- 三 外務事務次官

巻 目 次

別紙

大蔵事務次官
厚生事務次官
学識経験がある者 十六人以内

- 2 前項第五号の委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第四条中第六項を第八項とし、第三項から第五項までを二項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の二項を加える。
- 5 前項の委員は、再任されることができらる。
- 4 専門調査員は、学識経験がある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

第五条中「大蔵省理財局」を「内閣総理大臣官房」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理 由

在外財産問題審議会委員のうち、学識経験がある者のうちから任命される委員の数を増加するとともに、あらたに關係政府機關の職員を委員に加える等の必要があるからである。

総 理 府

P15

218

別紙

同委員ニ賦与せる等の必要があるものとす。

 命する委員の専ら賦与するものとす。

 茲に相違問題審議委員の、半額減額する者のとす。

理由

録
理
書

自由民主党岸幹事長との諒解事項

- 1 皆様の要請に就いては熟意を以つて早急に実現に努力する。
- 2 差当り法律で審議会を設け調査と具体的方策の樹立に当らせる。

尚審議会の構成については国会議員及引揚者団体の代表若干名を参加させる。

- 3 31年度予算に調査費を十分に計上する。
- 4 調査に当つては引揚者団体の協力を求め業務委託の処置を講ずる。

別添

裏
面
白
紙

昭和30年12月14日午後5時30分院内自由民主党幹
事長室に於て第2次合同会議の結果以上の諒解点に達し双
方代表之を諒解した。

当日立会者氏名次のとおり

自民側代表

岸幹事長

中村梅吉国会対策委員長

福田赳夫政調会副会長

大平正芳内閣部長

吉田重延内閣副部長

松山義雄運輸常任委員長

外資同僚委員

北条秀一全連理事長

城戸忠愛外資同執行委員長

加藤虎雄外資同書記長

津汲泰宏熊本県代表

上倉藤一長野県代表

坂井博延岐阜県代表

別添二

裏面白紙

在外財源問題審議会の改組案（北条奏）

（附三一・二・二七 自民党 大平内閣部長より）

- 一 会長は、内閣総理大臣とする。
- 二 委員は、左の通りとする。
 - （一）引揚者代表 三名
 - （二）国会議員 名
 - （三）学識経験者 名（引揚者代表と同数程度）
 - （四）外務大臣、大蔵大臣、厚生大臣（又は各次官）
内閣官房長官
- 三 審議会の庶務は、厚生省引揚援護局で処理する。
- 四 幹事は、関係局長級をもつて充てる。
- 五 現委員は、全部解任すること。



227

裏
面
白
紙




0000 2268

標識
添付欄

理財局 決裁文書

分類
保存

F2

件名 「引揚着衣外身実調査規則(厚生省令第13号)」 〜つゝ	
受信者	発信者
文書記 号番号	標識・至急 秘 極秘
上記のことについて別紙のように 予定に供	
局長 	主任課長 
課長 	事務課長 
合議部局	外務課 
	電話 2411 受付日付・受付 番号・返付日付
	5.15 2331X
先方の文書 記号番号 第 号	文書・発送 種別 供覧 伺 部内通知
先方の文 書の日付 昭和 年 月 日	発送 普通 速達 書留 電話 種別 使送 小包 部内通知
起 案・昭和3/年 5月/2日	添付物又は 施行注意
決 裁・ 31.5.21	タイプ 印 月 日 照合 印 月 日 発送 印 月 日 受結 印 月 日

228

裏
面
白
紙

0000 2269

大 蔵 省

在外財産問題に関連する引揚着の実態調査
(途字費に供した)

に付、去る4月10日、別添~~文書~~文書の通り

閣議了解されたところであるが、この程別紙の

通り厚生省令第13号に於て「引揚着・在外

事実調査規則」が定められ、5月1日に公布施

行されたので、御字費に供する。

なお、本調査に必要な経費は、昭和31年度

総理府予算に計上された在外財産問題調査費

3千万円が厚生省所管に移し替之上、充てられた

ことになっているが、その支出区分については、目下

厚生省担当部局と主計局との間で協議が行われている。

大蔵省
31.5.22
1534

録審才一〇九号

昭和三十一年五月十九日

内閣官房副長官 田中榮一

大蔵事務次官 平田政二郎 殿

在外財産問題審議会の幹事会について

在外財産問題審議会令の一部改正後における同審議会の才一回会議を近く開くための準備として、左記により同審議会の幹事会を開催して、才一回会議に提案する議案等についてお打合せすることとしたので、御了知願います。

記

念 理 付



333

一、日 時 五月二十三日（水）午後五時
 二、場 所 内閣総理大臣官邸
 三、打合事項（別紙のとおり）

幹事会打合せ事項

一、報告事項

- (イ) 審議会令改正について
- (ロ) 委員の任免について

二、協議事項

- (イ) 会長、会長代理の決定について
- (ロ) 才一回会議次才（案）
- (ハ) 内閣総理大臣挨拶（案）
- (ニ） 諮問事項（案）
- (ホ） 議事規則（案）
- (ヘ） 審議会開催日時決定について
- (ト） 審議会の運営方針について
- その他

総
理
府

285

233

所又は居所を有する日本国民をいう。ただし、外地において召集された者以外の軍人又は軍属であつた者を除く。

(調査事項)

第三条 引揚者調査は、次に掲げる事項について行う。

- 一 引揚者の氏名、生年月日、本籍地及び現住所
- 二 外地における住所、居住期間、職業及び世帯構成
- 三 引揚出港地、上陸地及び上陸年月日
- 四 その他引揚者について必要な事項

(調査の方法)

第四条 引揚者は、前条に規定する事項を別紙様式による引揚者在
外事実調査票に記入し、都道府県知事を経由して厚生大臣に提出
するものとする。

2 前項の規定による届出は、昭和二十年八月九日現在における世
帯の代表者又はこれに代る者が、世帯構成員であつた引揚者の全
員につき一括して行うことを原則とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

別
紙

230

0000 2275

大 蔵 省

本件についての、別途決裁文書のセトリ、
去る4月10日 総理府提案による閣議決議
されたが、この経、内閣官房長官から
大蔵大臣宛、別紙のセトリ閣議了解
された旨 正式に通知があったので、
存案に供する。

裏
面
白
紙

増補局外債調
31.4.21
第621号

大蔵省
31.4.13
理第 9675

324
31.4.13

総審才八十一号

昭和三十一年四月十二日

内閣官房長官



大蔵大臣 殿

在外財産問題に関する引揚者の実態調査について

標記の件が四月十日の閣議で別紙のとおり了解になりましたので、
命によつて通知します。

総理府

125

昭和三十一
IS.A.18
号 153 第

昭和三十一
IS.A.18
第 153 号

昭和三十一
IS.A.18
第 153 号

命にまじりて取次ぎます。

謝儀の料を四月十日の函達で宛先のよまじりて取次ぎましたこと、
並びに謝儀の料を四月十日の函達で宛先のよまじりて取次ぎましたこと、

入 議 入 五 通

内 閣 官 報 局 官

昭和三十一年四月十二日
第 八 十 一 号



録 取 部

237

在外財産問題に関する引揚者の実態調査について

(昭三一、四一〇)
閣議了解

一、 在外財産問題審議会の今後の審議に資するため、引揚者の
実態調査を行う。

二、 調査事項は左のとおりとする。

- (一) 引揚者の氏名、生年月日、本籍地及び現住所
- (二) 本邦以外の地域における住所、居住期間、職業及び世帯
構成
- (三) 引揚出港地、上陸地及び上陸年月日
- (四) その他必要な事項

三、 調査は厚生省が担当し、必要に応じ都道府県、市町村の協

総 理 府

昭和三十一
IS.A.18
号 153 第

力を求めるのほか、引揚者団体に調査の一部を委託することができると。

理財局 決裁文書

分類
保存

F1

件名 在外財産内題に関する引揚府の実態 調査のつら (総理府提案の協議了解案)	
受信者	発信者
文書記 号番号	標識・ 秘 極秘
上記のことについて別紙のように 連絡のつらを、望みは、旨同存 してよろしいか伺います。 上	
大臣 	局長
主幹課長 	主管課 外債課 (電話) 2411 係
政務次官 	次長・部長
総務課長 	総務課
事務次官 	官房長
文書課長 	文書課
合議部局 主任局長 次長 経理課長 副 法規課長 中尾主計官 小畑主計官 本件は総理府提案に 4月9日(日) 次長会議 、10日(火) 内 議 提案のつら。	
先方の文書 記号番号	文書 種別
先方の文 書の日付	発送 種別
起 案・昭和31年 4月 7日	添付物又は 施行注意
決 裁・	

裏
面
白
紙

239

説 明

一、 客年末、引揚着団体と自由民主党との諒解事項

(別添参考)において、岸幹事長は「31年度予算の

調査費を充分に計上する」旨の約束をした。

二、 引揚着団体の要求する調査費が如何なる

調査のためのものかが明らかでなかったが、

党側からの強い申入により、政府は「解散」

昭和31年度予算に「総理府所管」として、「在外駐在

内題調査費」3千万円を計上した。

三、 その後、引揚着団体は数回に亘り自民党と

折衝した結果、本件調査の具体的内容は、

裏
面
白
紙

大 蔵 省

「引揚在外軍実の申告」とし、「早急に閣議決定
 を行の上、省令(厚生省令)を以て4月1日より
 申告を実施する旨を党側との約せしめん。
 四、党側からの申入に於、本件について総理府、
 厚生省との地閣交渉者と協談の結果、厚生省
 からの主張に基づき、本件実施については閣議
 了解を以ての上、厚生省令の細目を定めんと
 せられた。
 五、この閣議了解案について、総理府と厚生省の
 間の協談を重ねた結果、この朝刊紙「在外
 野産問題に關する引揚在外軍実調査」(212)の
 ことなり。

裏
面
白
紙

大 蔵 省

了解案の二七五の二、来り4月10日の閣議

に總理府から提案される二七七の二。

二九了解案^は總理府の参考として連絡す

べら^{二七七の二}んが、各省に12七別紙を添付す。

裏
面
白
紙

裏面白紙

の協力を求めるのほか、引揚者団体に調査の一部を委託すること及び

総
理
府

日本郵政通路 其五 (十四行書)

(景文社)

244

0000 2287

自由民主党岸幹事長との諒解事項

1 皆様の要請に就いては熱意を以つて早急に実現に努力する。

2 差当り法律で審議会を設け調査と具体的方策の樹立に当らせる。

尙審議会の構成については国会議員及引揚者団体の代表若干名を参加させる。

3 31年度予算に調査費を十分に計上する。

4 調査に当つては引揚者団体の協力を求め業務委託の処置を講ずる。

別添

裏面白紙

昭和30年12月14日午後5時30分院内自由民主党幹
事長室に於て第2次合同会議の結果以上の諒解点に達し双
方代表之を諒解した。

当日立会者氏名次のとおり

自民側代表

岸幹事長

中村梅吉国会対策委員長

福田赳夫政調会副会長

大平正芳内閣部長

吉田重延内閣副部長

松山義雄運輸常任委員長

外資同僚委員

北条秀一全連理事長

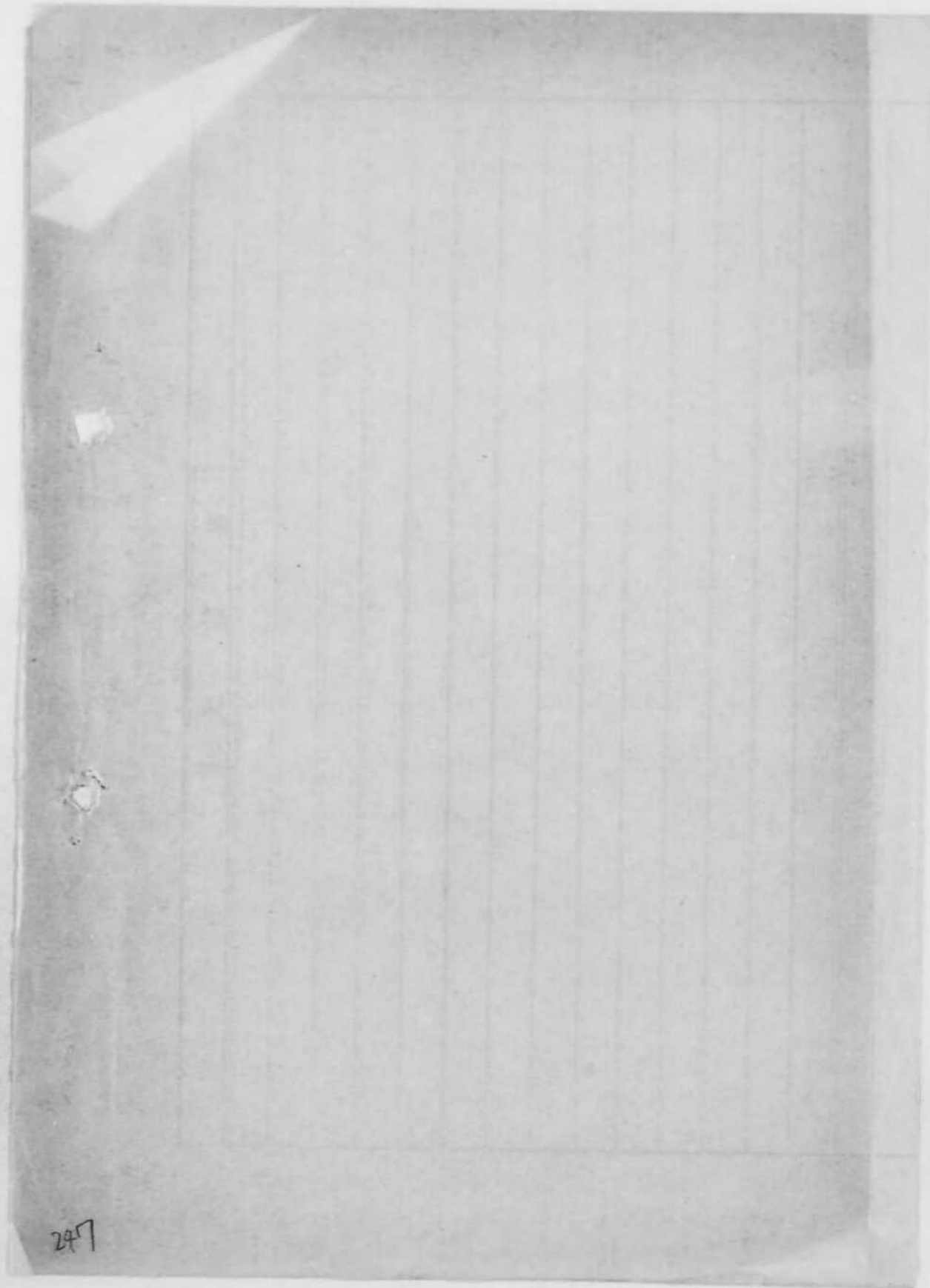
城戸忠愛外資同執行委員長

加藤虎雄外資同書記長

津汲泰宏熊本県代表

上倉藤一長野県代表

坂井博延岐阜県代表



247

裏
面
白
紙

0000 2290

文保
書存

0000 2291